

令和 5 年度

固定価格買取制度等の効率的・安定的な運用のための業務
(九州経済産業局の固定価格買取制度等における事業計画実施等の適正化事業)

調査報告書

令和 6 年 3 月

株式会社地域計画建築研究所

目 次

第1章 事業概要	1
1. 目的	
2. 実施概要	
第2章 実施内容	3
1. 発電事業者の不適切案件情報提供対応	
2. 関係自治体との連携強化	
(1) 関係自治体との連携強化を図る会議の開催	
(2) 再エネ発電設備導入に係る事例のヒアリング	
3. 不適切案件等を含む問い合わせ・情報提供への対応に係るスキームの構築及び提案	

第1章 事業の概要

1. 目的

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度及びFIP制度（以下「FIT制度等」という。）においては、各地方経済産業局（内閣府沖縄総合事務局経済産業部を含む9カ所）のFIT制度等担当課が、再生可能エネルギー発電事業計画の認定実務を担当しており、申請書の記載項目や添付書類の確認審査及び認定業務などを行っているが、再エネ特措法の改正に伴う認定基準の厳格化、各種運用ルール変更等に伴い、申請内容や制度に関する問い合わせが増加している。再エネ特措法電源種毎にとりまとめられた資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドラインにおいては、再エネ特措法及び同法施行規則に基づき事業計画の認定の申請を行う発電事業者及び同法認定事業者（以下「再エネ特措法発電事業者」という。）は、事業計画作成の初期段階から地域住民との適切なコミュニケーションを図るとともに地域住民に十分配慮して事業を進めるよう努めることとされており、配慮すべき住民の範囲や説明会の開催や戸別訪問など具体的なコミュニケーションの方法については自治体と相談するように努めることとされているが、実際には地域住民への説明や自治体への相談が不十分なことから地域との間でトラブルとなっている案件も散見される。

このため、トラブルが生じている事案については、地域と共生して長期安定的に電力を供給できるよう、立地自治体と連携し再エネ特措法発電事業者にトラブル収束に向けた取組を促すとともに、関係法令等への違反が確認された場合には、不適切な事案として厳格な対応を行う必要がある。更に今後発生しうる不適切な事案を未然に抑止する観点からも、現状の不適切な事案の発生原因を調査し、不適切な事案の減少に寄与する方策も検討することが望ましい。

本事業は、九州経済産業局エネルギー対策課（以下「担当課」という）の再エネ特措法執行における業務負担を含めた社会全体でのトータルコストの削減、審査の迅速化の実現及び不適切な事案の問題解決プロセスを構築するため、様々な解決策を積極的に追求できるよう、実際に起きている事象から因果関係を捉え、担当課の継続した業務体制構築に資する業務支援及び改善策の提案・実行・調査を行うことを目的とする。

2. 実施概要

本事業では、担当課における不適切な案件や各種問合せ対応等の業務支援を通じて、発電事業者の不適切案件情報提供対応（指導・現地確認・情報収集・蓄積）やその対応に係るスキームの構築・改善点の提案を行った。また、関係自治体との連携強化を図るための会議の開催、自治体へのヒアリング等を行った。

なお、事業の実施に当たり、担当課と全体方針や計画の策定、進捗の確認、業務支援内容や現状整理、要員配置調整など担当課と連絡を密にとり、各段階で十分に協議し、決定した。主な実施概要は以下のとおり。

1. 発電事業者の不適切案件情報提供対応
2. 関係自治体との連携強化
 - (1) 関係自治体との連携強化を図る会議の開催
 - (2) 再エネ発電設備導入に係る事例のヒアリング
3. 不適切案件等を含む問い合わせ・情報提供への対応に係るスキームの構築及び提案

また、本業務の進捗状況については、月1回程度の定例会議を開催することで、定期的に担当課に報告並びに必要な協議を行った（定例会議のほか、必要に応じて適宜オンライン会議等で密に連絡をとり事業を遂行した）。

【定例会議の開催】

- 第1回：令和5年7月4日（火）13:30～15:30／オンライン形式
- 第2回：令和5年8月1日（火）13:30～15:30／オンライン形式
- 第3回：令和5年8月29日（火）13:30～15:30／オンライン形式
- 第4回：令和5年9月25日（月）15:00～17:00／オンライン形式
- 第5回：令和5年11月1日（水）13:00～15:00／オンライン形式
- 第6回：令和6年1月18日（木）10:00～12:00／オンライン形式
- 第7回：令和6年2月21日（木）10:00～12:00／オンライン形式
- 第8回：令和6年3月19日（火）13:30～15:30／オンライン形式

第2章 実施内容

1. 発電事業者の不適切案件情報提供対応

認定事業者の発電設備に係る不適切案件情報提供対応（指導・現地確認・情報収集・蓄積）について、不適切案件等の情報提供（以下、「通報等」という。）を受ける窓口「九州再エネコールセンター」を設置し、担当課及び窓口寄せられた通報等に対し、情報収集・整理をし、通報者や発電事業者、自治体等と連絡を取り、事実確認、原因等を調査した上で、担当課へ状況報告と対応方針の相談を行った。

再エネ特措法（関係法令・条例を含む）又は事業計画策定ガイドラインが遵守されていないおそれがある場合は、対応策の検討及び担当課へ報告・提案を行った上で、担当課の指示に基づき発電事業者への改善行動を促した（適宜、必要に応じて通報者、自治体等関係各所に連絡・調整）。改善指導等を行った案件については、指導後の状況を確認し、担当課に報告した。

案件ごとの対応状況や不適切案件と判断された案件について、情報収集や通報者・自治体等関係各所との連絡調整内容、改善指導等の提案内容、指導後の状況など一連の詳細なレポートは「九州再エネコールセンター案件及び処理連絡一覧」に集約し、担当課への報告並びに協議用データとして活用した。

（1）認定事業者の発電設備に係る不適切案件等の情報提供を受ける窓口の設置

弊社内部に電話及びメールにより通報等を受けられる窓口として、「九州再エネコールセンター（以下、「センター」という。）」を設置した。

名称：九州再エネコールセンター

期間：令和5年7月3日～令和6年3月25日

平日（年末年始を除く）9時～17時まで
（12時～13時まで休憩時間）

電話：0120-210-711

メール：kyu-fit-center@arpak.co.jp

人員体制：1～3名程度

（専属スタッフ1名含む）

図表 1-1 窓口開設の案内チラシ

九州地域の自治体並びに地域住民の皆様

経済産業省
九州経済産業局
Kyushu Bureau of Economy, Trade and Industry

九州管内の再エネ発電設備におけるFIT制度等の法令違反に係る
情報提供窓口開設のご案内

令和5年7月～令和6年3月

「固定価格買取制度（FIT制度）」の創設以降、再エネ設備の普及が進み、将来の主力電源として、設備の長期的な運営、地域との共生などが目指されています。

一方で、法令違反等の疑いがあり発電設備の近隣にお住まいの方々の不安や、安心安全にかかるトラブルの可能性のある案件が散見されており、主力電源化への大きな障害となっています。

九州経済産業局では、このような「法令違反等の疑いがある九州管内の発電設備」に係る情報提供窓口として、「九州再エネコールセンター」を設置し、管内の情報収集と対応施策の検討を行って参ります。

【法令違反等の疑いがある事例】

- 廃部の半設置（再エネ特措法）
- 相場の半設置（再エネ特措法）
- 電圧の過剰増設 等（ガイドライン）

参考：新FIT制度に基づく廃部、相場半設置等の事例
「再エネ特措法」第38条第2項
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/kaitori/kuannounce/2023/04/01.pdf

適切に運用される太陽光発電施設の例

相場半設置の例

九州再エネ発電設備情報提供窓口
九州再エネコールセンター

電話：0120-210-711

メール：kyu-fit-center@arpak.co.jp

＜営業時間＞
平日/9:00～17:00（休憩12:00～13:00）
※年末年始除く ※開設期間：令和5年7月3日から令和6年3月31日まで

※情報提供者（通報者）の特定につながる個人情報等は、センター及び九州経済産業局内において提供いただいた事案の対応に必要な用途にのみ利用します。
※原則、発電事業者への対応結果のお知らせ等は致しません。

本事業は、九州経済産業局より委託を受けて、株式会社地域計画建設研究所が実施しています。

株式会社 地域計画建設研究所
arpak アルパック
Architects, Regional Planners & Associates, Kyoto

本社/京都市下京区四馬通/高倉西入ル立売
西町82番地 京都恒和ビル3F

図表 1-2 九州経済産業局ホームページにおけるセンター掲載



経済産業省
九州経済産業局

[お問合せ・相談窓口](#)
[サイトマップ](#)
[本文へ](#)
[文字サイズ変更](#)

[政策一覧](#)
[報道発表](#)
[イベント情報](#)
[公募・入札等](#)
[経済動向・統計](#)
[九州経済産業局について](#)

[ホーム](#) ▶ [政策一覧](#) ▶ [エネルギー](#)

エネルギー

[▶ 経済動向（鉱工業動向等）](#)
[▶ 百貨店・スーパー販売動向（月次・年次動向）](#)

[省エネルギー](#)
[再生可能エネルギー](#)
[エネルギー広報](#)
[資格・試験](#)
[関連リンク](#)

[九州地域エネルギー・温暖化対策推進会議](#)

重要なお知らせ

再生可能エネルギーのFIT・FIP制度、申請について

- 経済産業省資源エネルギー庁HP「なっとく！再生可能エネルギー」
- FIT・FIP制度、50kW以上太陽光発電、風力発電、水力発電、地熱発電、バイオマス発電に関するお問い合わせ
電話:0570-057-333
※一部のIP電話でつながらない場合は 044-952-7917（受付時間:平日9時00分～18時00分）
- 事業計画認定の申請は原則、電子です。
[再生可能エネルギー電子申請](#)にアクセスし、申請書の作成をお願いします。
- 50kW未満太陽光発電 [JPEA代行申請センター](#)
電話:0570-03-8210（受付時間:平日9時20分～17時20分）

「法令違反等の疑いがある発電設備」に係る情報提供について

- 「九州地域に立地する法令違反等の疑いがある発電設備」に係る情報提供について窓口として、「九州再エネコールセンター」を設置しました。
- 九州地域の自治体並びに地域住民の皆様におかれましては、該当する案件がありましたらお問い合わせください。
- 発電事業者、その他関係者の皆様におかれましては、情報提供のあった件について確認等のご連絡をする場合がありますので、予めご了承ください。

九州再エネ発電設備情報提供窓口

九州再エネコールセンター

電話: 0120-210-711

メール: kyu-fit-center@arpak.co.jp

<営業時間>
 平日/9:00～17:00（休憩12:00～13:00）
 ※年末年始除く ※開設期間: 令和5年7月3日から令和6年3月31日まで
 本事業は、九州経済産業局の委託事業として、株式会社地域計画建築研究所が実施しています。

[詳細はこちら\(PDF:260KB\)](#)

[「再生可能エネルギー事業の不適切案件に係る情報提供フォーム」](#)でも受付しております。

(2) 通報等への対応に向けたマニュアル等の整備

センターへの通報に対する対応について、担当課と協議の上、対応の手順を「不適切案件対応マニュアル」として取りまとめた。また、手順の円滑な進行、並びに「3. 不適切案件等を含む問い合わせ・情報提供への対応に係るスキームの構築及び提案（以下、「3. スキーム構築」という。）」に向けた対応事例の蓄積のため、データベースシステムを構築した。

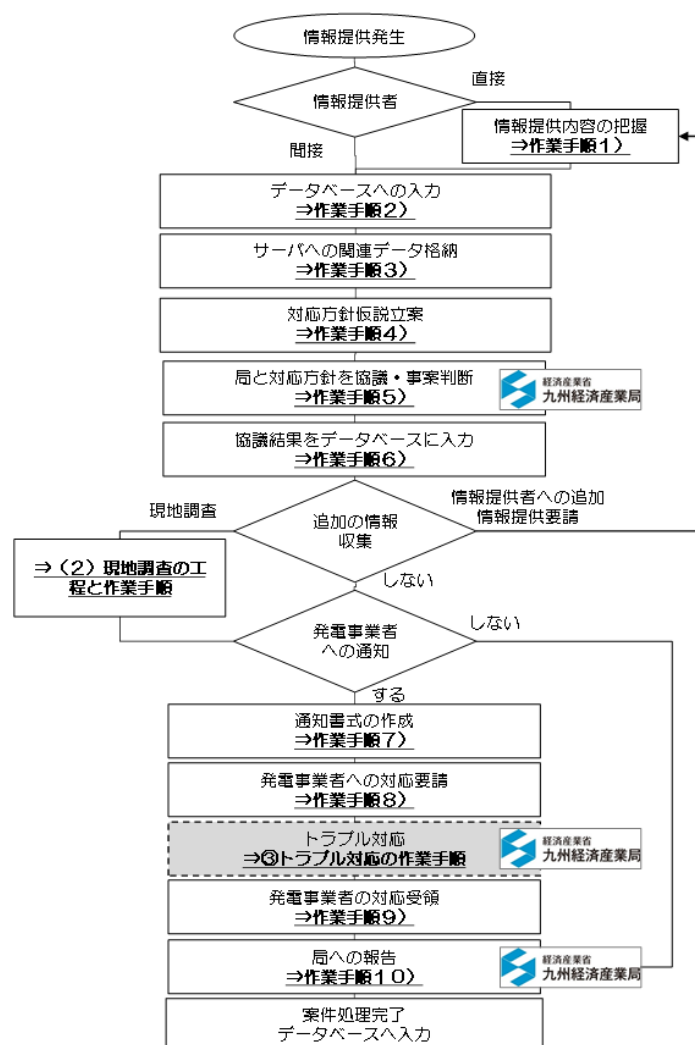
①不適切案件対応マニュアル

本年度の事業実施体制に基づき、センター及び担当課の役割分担を取り決めた上で、対応の工程を下記のとおり整理した。

なお、工程ごとのポイントや使用する様式等の詳細情報は、センターの運営経験を踏まえて、「3. スキーム構築」に係る提案書の「添付資料①_不適切案件対応マニュアル」として取りまとめた。

図表 1-3 不適切案件対応の工程

※本図表では「通報等」を「情報提供」と表記している

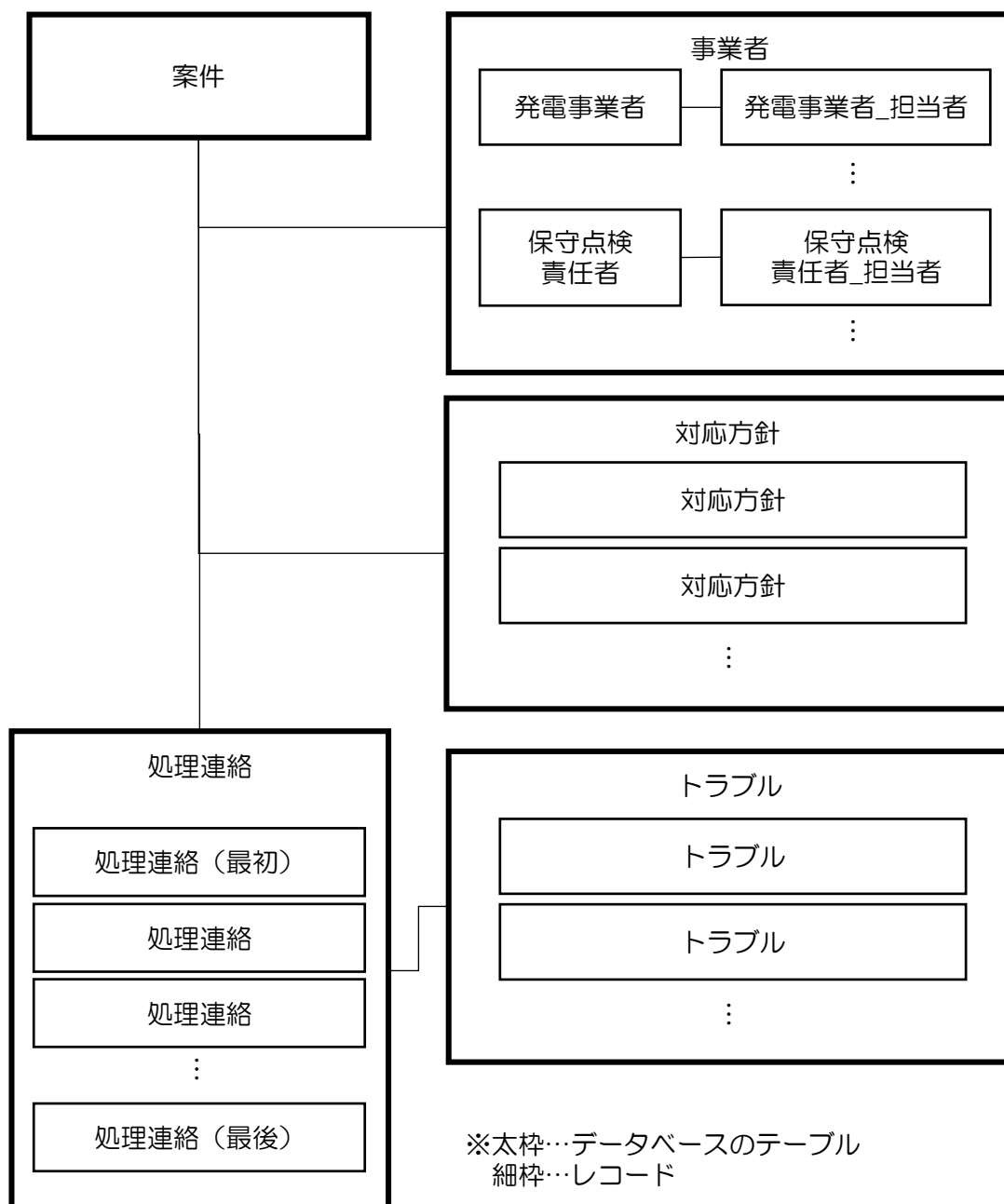


②データベースシステム

不適切案件対応マニュアルに取り決めた手順を踏まえ、下記構成のデータベースシステムを構築した。

なお、データベースの要件の詳細については、センターの運営経験を踏まえて、「3. スキーム構築」に係る提案書の「添付資料①_データベースにおいて管理すべき項目」として取りまとめた。

図表 1-4 本業務において構築したデータベースの構成



(3) 不適切案件対応の状況

本事業の不適切案件対応の状況・結果は下記のとおりである。

①案件一覧

下記の通報案件に係る対応を実施した。

なお、各案件の対応状況の詳細については、別添にて報告する。

図表 1-5 本年度発生した不適切案件の一覧 (23 件)

案件 No	所在地	出力(kW)	摘要
1	—	—	問合；CC 業務の詳細
2	熊本県	50kW 以上 1000kW 未満	土砂流出への対応
3	福岡県	10kW 以上 50kW 未満	安全性の不安
4	熊本県	10kW 以上 50kW 未満	雑草繁茂、倒木等の恐れ
5	—	—	問合；認定計画との乖離の疑い
6	熊本県	50kW 以上 1000kW 未満	条例遵守について
7	鹿児島県	10kW 以上 50kW 未満	柵塀・標識未設置、雑草繁茂
8	長崎県	50kW 以上 1000kW 未満	条例遵守について
9	長崎県	50kW 以上 1000kW 未満	条例遵守について
10	鹿児島県	1000kW 以上 2000kW 未満	反射光、騒音等
11	長崎県	10kW 以上 50kW 未満	柵塀・標識未設置、設計・施工に係る安全性の不安
12	—	—	問合；PPA 事業者倒産の場合の対応
13	宮崎県	10kW 以上 50kW 未満	問合；認可の妥当性への疑義
14	鹿児島県	—	造成地の放棄
15	鹿児島県	10kW 以上 50kW 未満	柵塀・標識未設置
16	佐賀県	10kW 以上 50kW 未満	工事残置物放置、小規模の土砂流出、雑草繁茂等
17	—	—	問合；CC 業務の詳細
18	宮崎県	10kW 以上 50kW 未満	雑草の繁茂
19	宮崎県	10kW 以上 50kW 未満	雑草の繁茂
20	宮崎県	10kW 以上 50kW 未満	雑草の繁茂
21	宮崎県	10kW 以上 50kW 未満	雑草の繁茂
22	宮崎県	10kW 以上 50kW 未満	雑草の繁茂
23	鹿児島県	50kW 以上 1000kW 未満	自治体要請への不対応

②現地調査の実施内容

下記の現地調査を実施した。

なお、現地調査の詳細については、別添にて報告する。

図表 1-6 現地調査の一覧（8 か所・9 件）

案件 No	所在地	摘要	調査内容
1	熊本県	土砂流出への対応	■1 回目 ・現地確認、補修計画確認 ■2 回目 ・補修工事の進捗確認
2	熊本県	雑草繁茂、倒木等の恐れ	・通報内容の確認
3	鹿児島県	柵塀・標識未設置、雑草繁茂	・通報内容の確認
4	長崎県	条例遵守について	・通報内容の確認
5	長崎県	条例遵守について	・通報内容の確認
6	鹿児島県	反射光、騒音等	・通報内容の確認
7	長崎県	柵塀・標識未設置、設計・施工に係る 安全性の不安	・通報内容の確認
8	鹿児島県	造成地の放棄	・通報内容の確認

(4) 不適切案件の分析

本年度発生した不適切案件について、発生地点や各種属性等に関する集計と分析を実施した。

※分析対象は、令和5年7月1日から令和6年2月21日の間で発生した案件である。

①発生地域の分布

- ・大分県以外のすべての県で通報案件が発生した。
- ・凡そ東側の地域では通報案件は発生しなかった。

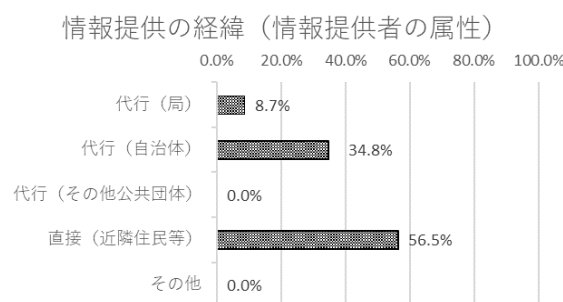
②属性別の整理

〔通報（情報提供）の経緯〕（単一選択）

- ・「直接（近隣住民等）」(56.5%) が最も多く、「代行（自治体）」(34.8%)が続いた。
- ・なお、「直接（近隣住民等）」の中には自治体から CC 窓口を紹介されたケースが複数有り、自治体が対処に困っている状況が散見された。

図表 1-7 通報（情報提供）の経緯（表・グラフ）

○情報提供の経緯(情報提供者の属性) n= 23			
No	項目	実数	割合
1	代行(局)	2	8.7%
2	代行(自治体)	8	34.8%
3	代行(その他公共団体)	0	0.0%
4	直接(近隣住民等)	13	56.5%
5	その他	0	0.0%
計		23	100.0%

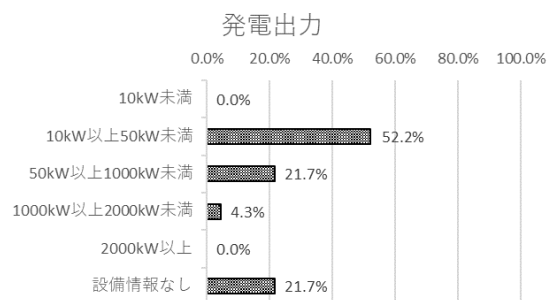


〔発電出力〕（単一選択）

- ・「10kW 以上 50kW 未満」(52.2%) が最も多く、「50kW 以上 1000kW 未満」(21.7%) が続いた。

図表 1-8 発電出力（表・グラフ）

○発電出力 n= 23			
No	項目	実数	割合
1	10kW未満	0	0.0%
2	10kW以上50kW未満	12	52.2%
3	50kW以上1000kW未満	5	21.7%
4	1000kW以上2000kW未満	1	4.3%
5	2000kW以上	0	0.0%
6	設備情報なし	5	21.7%
計		23	100.0%

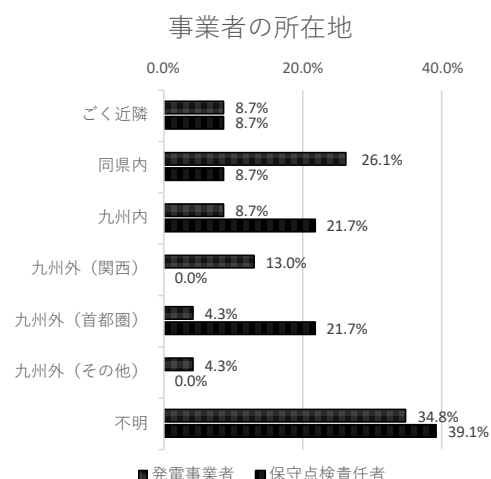


〔事業者の所在地〕（単一選択）

- ・発電事業者においては、34.8%が同県内に、21.7%が同県外に所在した。
- ・保守点検責任者においては、17.4%が同県内に、43.5%が同県外に所在した。

図表 1-9 事業者の所在地（表・グラフ）

○事業者の所在地		n= 23			
No	項目	発電事業者		保守点検責任者	
		実数	割合	実数	割合
1	ごく近隣	2	8.7%	2	8.7%
2	同県内	6	26.1%	2	8.7%
3	九州内(県外)	0	0.0%	5	21.7%
4	九州外(関西)	3	13.0%	0	0.0%
5	九州外(首都圏)	1	4.3%	5	21.7%
6	九州外(その他)	1	4.3%	0	0.0%
7	不明	8	34.8%	9	39.1%
計		21	91.3%	23	100.0%



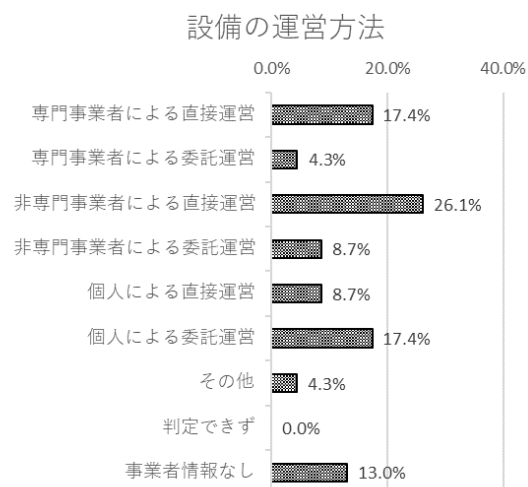
〔設備の運営方法〕（単一選択）

- ・「非専門事業者による直接運営」(26.1%)が最も多く、「専門事業者による直接運営」「個人による委託運営」(共に 17.4%)と続いた。
 - ・「その他」の内容は下記のとおり。
- －FIT 認定を計画していたと見られる土地において、造成工事が中途半端な状態で中断し、放置されている。工事は地元工事業者が実施したが、発電事業計画の実質的主体は遠方の専門事業者だと見られる。

図表 1-10 設備の運営方法（表・グラフ）

○設備の運営方法		n= 23	
No	項目	実数	割合
1	専門事業者による直接運営	4	17.4%
2	専門事業者による委託運営	1	4.3%
3	非専門事業者による直接運営	6	26.1%
4	非専門事業者による委託運営	2	8.7%
5	個人による直接運営	2	8.7%
6	個人による委託運営	4	17.4%
7	その他	1	4.3%
8	判定できず	0	0.0%
9	事業者情報なし	3	13.0%
計		23	100%

※「専門事業者」とは再エネ関連事業を軸としている事業者をイメージしており、自社 HP 等においてそのように標榜している場合に判定している。



〔不適切性〕（複数選択）

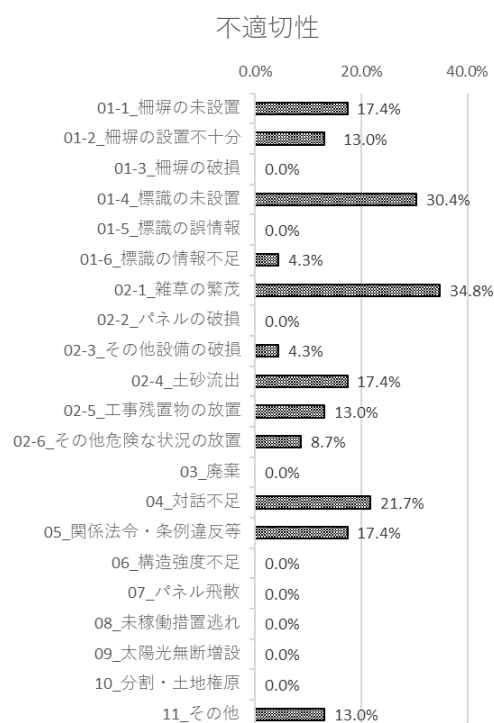
・「柵塀・標識」（下表 01 番台）関連が 65.2%、「メンテナンス」（同 02 番台）が 78.3%と最も多く見られ、「対話不足」（21.7%）「関係法令・条例違反等」（17.4%）と続いた。

・「その他」の内容は下記のとおり。

- －近隣住民が発電設備の撤去を求めて、自治体に対し、設備設置の一因となった農地転用許可の妥当性について、審査請求を実施している。
- －認定地番を越境して他者の土地までパネルが設置されている。また、工事により里道が消失している。
- －FIT 認定を計画していたと見られる土地において、造成工事が中途半端な状態で中断し、放置されている。土砂流出が起こっており、残置物の崩落も危惧されている。

図表 1-11 不適切性（表・グラフ）

○不適切性		n= 23	
No	項目	実数	割合
1	01-1_柵塀の未設置	4	17.4%
2	01-2_柵塀の設置不十分	3	13.0%
3	01-3_柵塀の破損	0	0.0%
4	01-4_標識の未設置	7	30.4%
5	01-5_標識の誤情報	0	0.0%
6	01-6_標識の情報不足	1	4.3%
7	02-1_雑草の繁茂	8	34.8%
8	02-2_パネルの破損	0	0.0%
9	02-3_その他設備の破損	1	4.3%
10	02-4_土砂流出	4	17.4%
11	02-5_工事残置物の放置	3	13.0%
12	02-6_その他危険な状況の放置	2	8.7%
13	03_廃棄	0	0.0%
14	04_対話不足	5	21.7%
15	05_関係法令・条例違反等	4	17.4%
16	06_構造強度不足	0	0.0%
17	07_パネル飛散	0	0.0%
18	08_未稼働措置逃れ	0	0.0%
19	09_太陽光無断増設	0	0.0%
20	10_分割・土地権原	0	0.0%
21	11_その他	3	13.0%
計		45	



③不適切案件の分析

- ・ 不適切案件の多くは近隣住民によって発見され、自治体への相談の末、CC に通報が為された。
- ・ 発電出力別に見ると、10kW 以上 50kW 未満の設備が最も多く、50kW 以上の設備の倍であった（ただし、九州地域全体の設備件数を考えると、前者が多数潜在している可能性がある）。
- ・ 発電事業者は近く（同県内）に、保守点検責任者は遠く（同県外以遠）に所在している傾向が見られた。なお、保守点検責任者が首都圏に所在する場合はやや多く見られた。
- ・ 設備の運営方法を見ると、法人においては直接運営、個人においては委託運営している場合が多かった。最も多いのは「非専門事業者による直接運営」であり、6 件中 5 件は九州内の発電事業者であった。
- ・ 不適切性を見ると、7～8 割の案件が「柵塀・標識」「メンテナンス」関連の問題であり、これらはガイドライン違反として指摘しやすい問題である。ただし、これら問題が単体で発生することは少なく、大半が対応の困難な不適切性を抱える問題（「対話不足」「関係法令・条例違反」等）を複合していた（問合対応を除く 19 件の案件のうち、「柵塀・標識」「メンテナンス」関連の不適切性しか含まない案件は 5 件のみ）。

(5) 不適切案件対応の分析

センターにおいて実施した不適切案件対応について、対応に掛かった連絡回数や、対応の障害やポイントとなった要素について抽出、分析した。

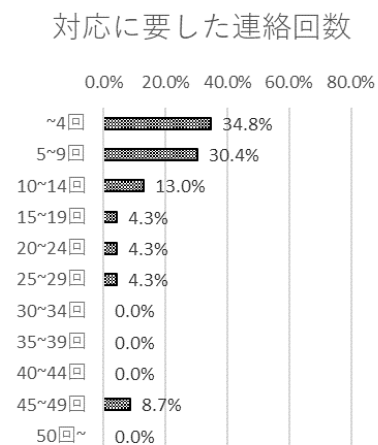
※分析対象は、令和5年7月1日から令和6年2月21日の間で発生した対応である。

①1件あたりの対応に要した連絡回数

- ・「～4回」(34.8%)が最も多く、「5～9回」(30.4%)と続いた。「15回以上」も21.7%あった。
- ・平均値は12.04回だった。

図表 1-12 1件あたりの対応に要した連絡回数（表・グラフ）

○対応に要した連絡回数		n= 23	
No	連絡回数	案件数	割合
1	～4回	8	34.8%
2	5～9回	7	30.4%
3	10～14回	3	13.0%
4	15～19回	1	4.3%
5	20～24回	1	4.3%
6	25～29回	1	4.3%
7	30～34回	0	0.0%
8	35～39回	0	0.0%
9	40～44回	0	0.0%
10	45～49回	2	8.7%
11	50回～	0	0.0%
計		23	100.0%



②連絡回数に関する分析

- ・5回未満で完了するケースは珍しくない(35%程度)。
- ・5回未満で完了するケースは、問合せや、対応の障害が特にならない場合である。対応内容は比較的単純な内容のものであり、システム化など効率化できる部分が多い（CCの認知度に比例して、特に問合せは増加していくことが予想されることから、効率化は重要である）。
- ・完了に5回以上かかっているケースは、何らかの「対応の障害」が見られる。

③対応の障害に関する分析

- ・法令等違反の有無に関わらず、近隣住民と発電事業者が相互、又は一方的に不信感が強い場合、対応の負担は大きくなる。
- ・また同じく法令等違反の有無に関わらず、発電事業者が誠実な対応をしない場合も、対応の負担は大きくなるか、対応のしようがない場合がある。(特に自治体においては、根拠となる法や権限がなく、対応に難渋するケースが多くみられる)
- ・対応によって抽出される観点、知見は多岐に渡る(関連法令の立法主旨、FIT 制度の改正に関わる経過措置の詳細、FIT 認定審査の際の検証内容 等)。
- ・設計・施工に係る安全性の検証等、技術的観点からの対応は、近隣住民からのニーズが一定あると思われるものの、センター、自治体とも対応困難である。

④対応完了の要因に関する分析

- ・近隣住民と発電事業者が相互、又は一方的に不信感が強い場合、第三者(センター、国)が仲立ちし、コミュニケーションの支援によって地道に対応せざるを得ない場合がある(自治体は関与を深めるにつれて近隣住民に近い立場にならざるを得ず、完全な中立となることは難しいことがある)。
- ・FIT 制度内で近隣住民等関係者の納得する結論を得られずとも、将来に向けた情報共有や別途制度の活用などの次善的施策で、関係者の溜飲を下げられる場合はある。その場合は自治体他関係者との信頼関係がベースになるため、第三者(センター、国)のふるまいは重要であり、中立・公平な差配と、全方位に寄り添う姿勢が求められる。
- ・自治体対応において停滞していても、センター(国)からの連絡により発電事業者が事態の状況を重く受け止め、速やかに状況が進展するケースは多く、自治体とセンター(国)の役割分担が重要である。
- ・設計・施工に係る安全性の検証等、技術的観点からの対応は、一元的には発電事業者に求めることが、効率的な対応としては効果的である。ただし、地元の不信感の強い場合等で、更なる検証が求められる場合には、この対応では完了しないと想定される。
- ・問合等、知見の有ることによって対応負担が大きく削減される場合は多く、得られた観点や知見は、共有ノウハウとして蓄積していくのが望ましい。

2. 関係自治体との連携強化

九州管内の関係自治体との連携強化を図るため、県ごとに計7回の「連携強化セミナー」を開催するとともに、20自治体に対する事例ヒアリングを行った。

(1) 関係自治体との連携強化を図る会議の開催

九州各県（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）で各1回、自治体と連携した再エネ特措法に基づく再エネ設備の適正な導入を目的に会議を開催した。

①開催概要

会議名称 : 連携強化セミナー
開催時期 : 令和5年9～10月
回数 : 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県で各1回
各回出席者数 : 20～30名程度
開催方法 : 対面とオンラインによるハイブリッド開催

②開催準備

1) 九州管内全自治体の再エネ特措法担当者名簿の作成

作成方法：九州経済産業局より九州各県（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）へ登録依頼を行い全240自治体の登録情報を本事業受託事業者が取りまとめ作成した。

登録内容：自治体名／部署名／電話番号／メールアドレス

登録期間：令和5年7月14日（金）～8月4日（金）

2) 開催案内の発送及び参加者の取りまとめ

発送方法：上記「1)」担当者名簿登録のメールアドレスに発送

発送日：

- ・8月10日（木）：福岡県／大分県／熊本県
- ・8月16日（水）：宮崎県／鹿児島県／佐賀県／長崎県

申込方法：

- ・電子メール：福岡県／大分県／熊本県
- ・ウェブ上の応募フォーム：宮崎県／鹿児島県／佐賀県／長崎県

③開催結果

1) 開催概要

〈福岡県会場〉

日時：令和5年9月4日（月）14時～16時

会場：JR博多シティ会議室／9階会議室（2）

〈佐賀県会場〉

日時：令和5年10月5日（木）14時～16時

会場：佐賀勤労者総合福祉センター（メートプラザ佐賀） 2階／大会議室

〈長崎県会場〉

日時：令和5年10月6日（金）14時～16時

会場：長崎新聞文化ホールアストピア 3階／珊瑚の間

〈熊本県会場〉

日時：令和5年9月19日（火）14時～16時

会場：くまもと森都心／5階多目的室

〈大分県会場〉

日時：令和5年9月5日（火）14時～16時

会場：ソレイユ／6階つばき

〈宮崎県会場〉

日時：令和5年9月28日（木）14時～16時

会場：興亜宮崎ビル 8階／高千穂ホール

〈鹿児島県会場〉

日時：令和5年9月29日（金）14時～16時

会場：Li-Ka1920（ライカイチキューニーマル） 5階／Room B

2) プログラム

ア 開会挨拶

／九州経済産業局

イ 特別講演：「地域と再生可能エネルギーの共生」

／一般社団法人再生可能エネルギー長期安定電源推進協会（REASP）

ウ 再生可能エネルギーを巡る政策動向について

／資源エネルギー庁

- ・エネルギー政策に関する動向
- ・再エネ特措法（主に改正再エネ特措法）

- ・地方自治体向け情報閲覧システム(関係法令違反通報システムや条例データベース等)の活用方法

エ 九州地域の再エネ導入状況について

／九州経済産業局

- ・九州管内におけるF I T 認定状況
- ・不適切案件対応のための九州再エネコールセンター設置について

オ 閉会

※イ、ウ、エの各プログラム後に質疑応答の時間あり

3) 配布資料

次第 令和5年度連携強化セミナー

資料1 特別講演：「地域と再生可能エネルギーの共生」

資料2 再生可能エネルギーを巡る政策動向について

資料3 九州地域の再エネ導入状況について

資料3 参考資料 九州再エネコールセンター情報提供窓口開設のご案内チラシ

※【次第】、【資料3】については各県版を配布

4) 会場別登壇者一覧

〈福岡県会場〉

開会挨拶	九州経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 ／課長補佐 稲場 昇
特別講演	一般社団法人再生可能エネルギー長期安定電源推進協会 (REASP) ／事務局長 川崎 雄介氏
再生可能エネルギーを 巡る政策動向について	資源エネルギー庁 再生可能エネルギー推進室／室長補佐 石丸 嵩祐
九州地域の 再エネ導入状況について	九州経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課／係長 秦 弘晃

〈佐賀県会場〉

開会挨拶	九州経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 ／課長補佐 田中 幸仁
特別講演	一般社団法人再生可能エネルギー長期安定電源推進協会 (REASP) ／事務局長 川崎 雄介氏
再生可能エネルギーを 巡る政策動向について	資源エネルギー庁 再生可能エネルギー推進室／室長 伊藤 隆庸
九州地域の 再エネ導入状況について	九州経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課／係長 秦 弘晃

〈長崎県会場〉

開会挨拶	九州経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 ／課長補佐 田中 幸仁
特別講演	一般社団法人再生可能エネルギー長期安定電源推進協会 (REASP) ／事務局長 川崎 雄介氏
再生可能エネルギーを 巡る政策動向について	資源エネルギー庁 再生可能エネルギー推進室／課長補佐 村上 雄一
九州地域の 再エネ導入状況について	九州経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課／係長 秦 弘晃

〈熊本県会場〉

開会挨拶	九州経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 ／課長補佐 稲場 昇
特別講演	一般社団法人再生可能エネルギー長期安定電源推進協会 (REASP) ／事務局長 川崎 雄介氏
再生可能エネルギーを 巡る政策動向について	資源エネルギー庁 再生可能エネルギー推進室／室長 伊藤 隆庸 ※オンライン登壇
九州地域の 再エネ導入状況について	九州経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課／係員 灘 祐吏

〈大分県会場〉

開会挨拶	九州経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 ／課長補佐 稲場 昇 ※オンライン登壇
特別講演	一般社団法人再生可能エネルギー長期安定電源推進協会 (REASP) ／事務局長 川崎 雄介氏 ※オンライン登壇
再生可能エネルギーを 巡る政策動向について	資源エネルギー庁 再生可能エネルギー推進室／室長補佐 石丸 嵩祐
九州地域の 再エネ導入状況について	九州経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課／係員 灘 祐吏

〈宮崎県会場〉

開会挨拶	九州経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 ／係長 草野 祐美
特別講演	一般社団法人再生可能エネルギー長期安定電源推進協会 (REASP) ／事務局長 川崎 雄介氏
再生可能エネルギーを 巡る政策動向について	資源エネルギー庁 再生可能エネルギー推進室／室長補佐 石丸 嵩祐
九州地域の 再エネ導入状況について	九州経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 ／係員 小田 優理子

〈鹿児島県会場〉

開会挨拶	九州経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 ／係長 草野 祐美
特別講演	一般社団法人再生可能エネルギー長期安定電源推進協会 (REASP) ／事務局長 川崎 雄介氏
再生可能エネルギーを 巡る政策動向について	資源エネルギー庁 再生可能エネルギー推進室／係員 関 菜帆
九州地域の 再エネ導入状況について	九州経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 ／係員 小田 優理子

5) 会場風景

〈福岡県会場〉





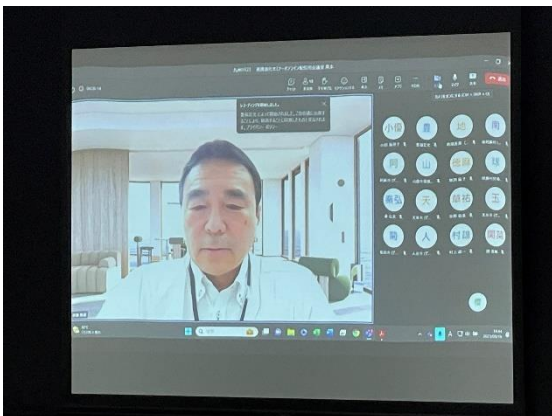
〈佐賀県会場〉



〈長崎県会場〉



〈熊本県会場〉



〈大分県会場〉



〈宮崎県会場〉



〈鹿児島県会場〉



6) 参加結果

[全県計]

- ・参加者数：130名（会場72名、オンライン58名）
- ※参加形式比率：会場55.3%、オンライン44.6%
- ・参加自治体数：93自治体
- ※九州管内全240自治体に対する参加率：38.7%

[各県別]

	参加者数			参加 自治体数	各県の 自治数に対する 参加率
	計	会場	オンライン		
福岡県	27	18	9	23	37.7%
佐賀県	10	10	0	7	33.3%
長崎県	18	4	14	11	50.0%
熊本県	29	19	10	21	45.7%
大分県	14	5	9	9	47.4%
宮崎県	9	5	4	8	29.6%
鹿児島県	23	11	12	14	31.8%

7) アンケートの実施、収集及び取りまとめ

【調査概要】

- ・調査目的：今後、自治体と連携した再エネ特措法に基づく再エネ発電設備の適正な導入に向けた取組の参考にする目的として実施
- ・調査対象：連携強化セミナー参加者
- ・調査方法：ウェブ形式
- ・調査期間：

福岡県	9月4日（月）～8日（金）
佐賀県	10月5日（木）～11日（水）
長崎県	10月6日（木）～11日（水）
熊本県	9月19日（火）～22日（金）
大分県	9月5日（火）～8日（金）
宮崎県	9月28日（木）～10月4日（水）
鹿児島県	9月29日（月）～10月4日（水）

- ・回答数：

[全県計] 69名／参加者130名（回答率：53.1%）

[各県別]

	回答人数	参加者数	回答率
福岡県	14	27	51.9%
佐賀県	5	10	50.0%
長崎県	8	18	44.4%
熊本県	17	29	58.6%
大分県	8	14	57.1%
宮崎県	5	9	55.6%
鹿児島県	12	23	52.2%

【調査項目】

問 1：参加された会場を教えてください。
☐ 福岡県 ☐ 佐賀県 ☐ 長崎県 ☐ 熊本県 ☐ 大分県 ☐ 宮崎県 ☐ 鹿児島県
問 2：参加形式を教えてください。
☐ 会場参加 ☐ オンライン参加
問 3：貴殿は再生可能エネルギー発電設備導入に係る担当部署に所属されている方ですか。
☐ はい、所属している ☐ いいえ、所属していない ☐ その他（ ）
問 4：本携強化セミナーにご参加された理由を教えてください。（複数回答）
☐ 特別講演（地方と再生可能エネルギーの共生）の内容に興味があったから ☐ 改正再エネ特措法や FIT 制度等に関する情報を得たかったから ☐ 地方自治体向け情報閲覧システムに関する情報を得たかったから ☐ 関係自治体と九州経済産業局の連携強化に向けた取組に興味があったから ☐ その他（ ）
問 5：「特別講演」は参考になりましたか。
☐ 大変参考になった ☐ 参考になった ☐ どちらとも言えない ☐ 参考にならなかった 自由記述（ご感想やご意見等）
問 6：「再エネ特措法に基づく再エネ発電設備の適正な導入について／資源エネルギー庁」は参考になりましたか。
☐ 大変参考になった ☐ 参考になった ☐ どちらとも言えない ☐ 参考にならなかった 自由記述（ご感想やご意見等）
問 7：「関係自治体と九州経済産業局の連携強化に向けて／九州経済産業局」は参考になりましたか。
☐ 大変参考になった ☐ 参考になった ☐ どちらとも言えない ☐ 参考にならなかった 自由記述（ご感想やご意見等）
問 8：「地方自治体向け情報閲覧システム」について教えてください。

☐ すでに活用している ☐ 今後活用しようと考えている ☐ 活用する予定はない ☐ その他（ ）
問 9：「地方自治体向け情報閲覧システム」についてご意見・ご感想、ご要望があればご記入ください。
自由記述
問 10：再エネ設備の適正導入に向けて、経済産業省（九州経済産業局）に対するご要望などあればご記入ください。
自由記述
問 11：本連携強化セミナーを通してのご意見・ご感想をご記入ください。
自由記述

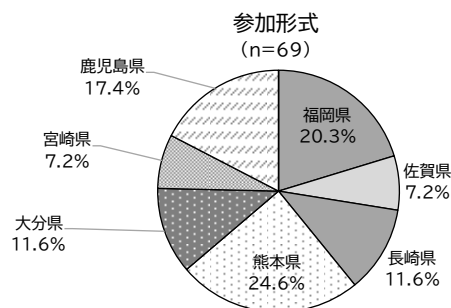
【集計結果】 全県まとめ版及び各県別版を取りまとめた。

[全県まとめ]

図表 2-1 連携強化セミナー参加アンケート集計結果

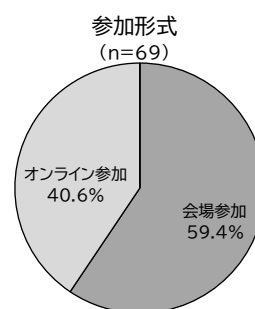
問1：都道府県

項目	件数	割合
福岡県	14	20.3
佐賀県	5	7.2
長崎県	8	11.6
熊本県	17	24.6
大分県	8	11.6
宮崎県	5	7.2
鹿児島県	12	17.4
不明・無回答	0	0.0
合計	69	100.0



問2：参加形式を教えてください。

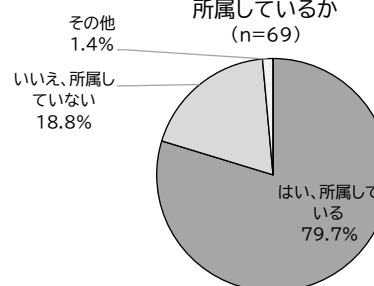
項目	件数	割合
会場参加	41	59.4
オンライン参加	28	40.6
不明・無回答	0	0.0
合計	69	100.0



問3：貴殿は再生可能エネルギー発電設備導入に係る担当部署に所属されている方ですか。

項目	件数	割合
はい、所属している	55	79.7
いいえ、所属していない	13	18.8
その他	1	1.4
不明・無回答	0	0.0
合計	69	100.0

再生可能エネルギー発電設備導入に係る担当部署に所属しているか (n=69)



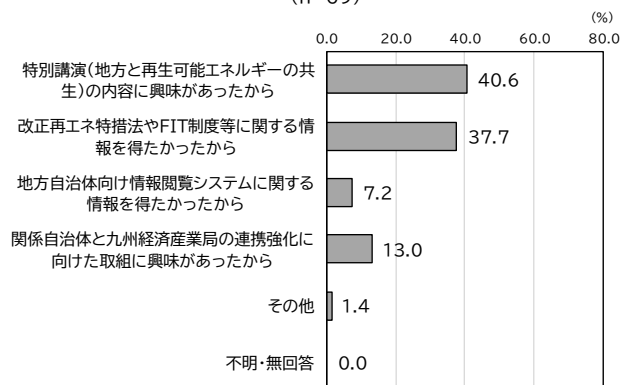
その他内容

町民対象の住宅用エネルギーシステムの設置等に関する環境担当部署

問4：本連携強化セミナーにご参加された理由を教えてください。（複数回答）

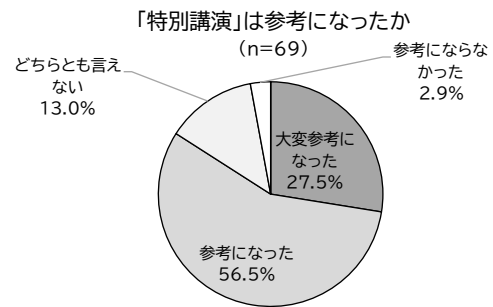
項目	件数	割合
特別講演（地方と再生可能エネルギーの共生）の内容に興味があったから	28	40.6
改正再エネ特措法やFIT制度等に関する情報を得たかったから	26	37.7
地方自治体向け情報閲覧システムに関する情報を得たかったから	5	7.2
関係自治体と九州経済産業局の連携強化に向けた取組に興味があったから	9	13.0
その他	1	1.4
不明・無回答	0	0.0
合計	69	100.0

本連携強化セミナー参加の理由 (n=69)



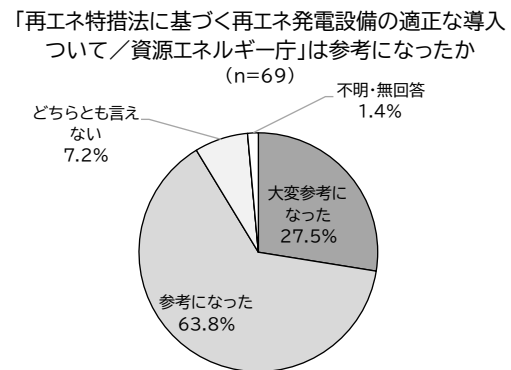
問5：「特別講演」は参考になりましたか。

項目	件数	割合
大変参考になった	19	27.5
参考になった	39	56.5
どちらとも言えない	9	13.0
参考にならなかった	2	2.9
不明・無回答	0	0.0
合計	69	100.0



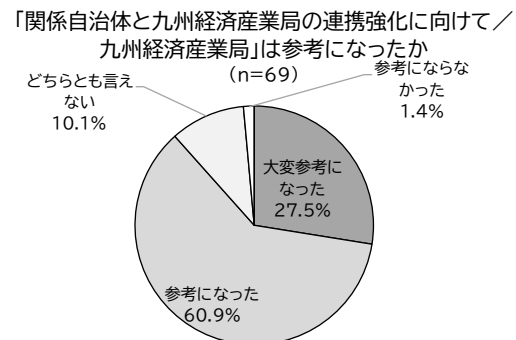
問6：「再エネ特措法に基づく再エネ発電設備の適正な導入について／資源エネルギー庁」は参考になりましたか。

項目	件数	割合
大変参考になった	19	27.5
参考になった	44	63.8
どちらとも言えない	5	7.2
参考にならなかった	0	0.0
不明・無回答	1	1.4
合計	69	100.0



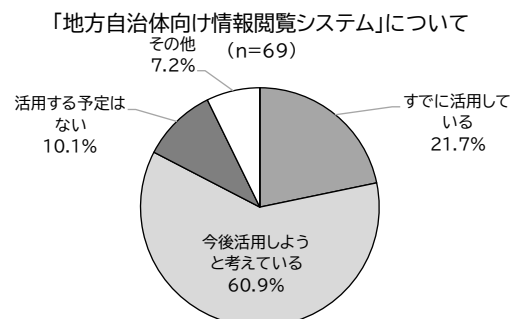
問7：「関係自治体と九州経済産業局の連携強化に向けて／九州経済産業局」は参考になりましたか。

項目	件数	割合
大変参考になった	19	27.5
参考になった	42	60.9
どちらとも言えない	7	10.1
参考にならなかった	1	1.4
不明・無回答	0	0.0
合計	69	100.0



問8：「地方自治体向け情報閲覧システム」について教えてください。

項目	件数	割合
すでに活用している	15	21.7
今後活用しようと考えている	42	60.9
活用する予定はない	7	10.1
その他	5	7.2
不明・無回答	0	0.0
合計	69	100.0



その他内容

検討中
再生可能エネルギー発電設備導入に係る担当部署や管理部門ではないため、今後の運用については判断および意思決定不能
活用を検討する
担当部署ではないため、不明。
あることを知らなかったため内容を確認する。

[各県別]

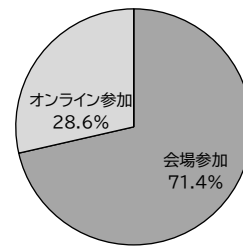
〈福岡県会場〉

問1：参加地設問の為、表記無し

問2：参加形式を教えてください。

項目	件数	割合
会場参加	10	71.4
オンライン参加	4	28.6
不明・無回答	0	0.0
合計	14	100.0

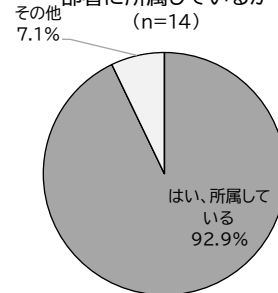
福岡県 参加形式
(n=14)



問3：貴殿は再生可能エネルギー発電設備導入に係る担当部署に所属されている方ですか。

項目	件数	割合
はい、所属している	13	92.9
いいえ、所属していない	0	0.0
その他	1	7.1
不明・無回答	0	0.0
合計	14	100.0

福岡県 再生可能エネルギー発電設備導入に係る担当
部署に所属しているか
(n=14)



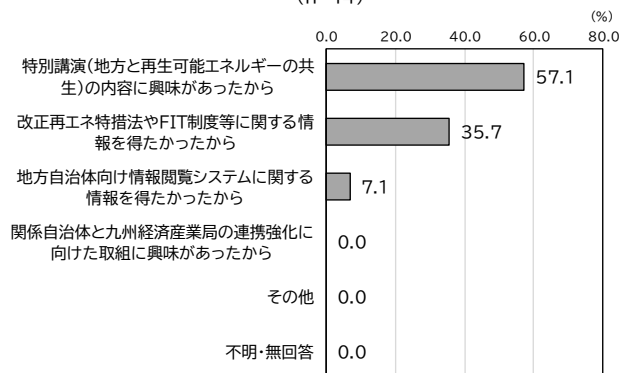
その他内容

町民対象の住宅用エネルギーシステムの設置等に関する環境担当部署

問4：本連携強化セミナーにご参加された理由を教えてください

項目	件数	割合
特別講演（地方と再生可能エネルギーの共生）の内容に興味があったから	8	57.1
改正再エネ特措法やFIT制度等に関する情報を得たかったから	5	35.7
地方自治体向け情報閲覧システムに関する情報を得たかったから	1	7.1
関係自治体と九州経済産業局の連携強化に向けた取組に興味があったから	0	0.0
その他	0	0.0
不明・無回答	0	0.0
合計	14	100.0

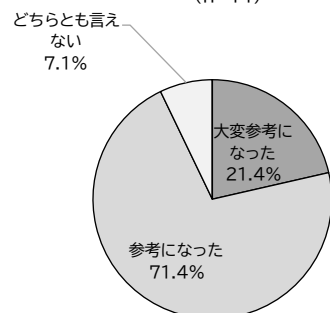
福岡県 本連携強化セミナー参加の理由
(n=14)



問5：「特別講演」は参考になりましたか。

項目	件数	割合
大変参考になった	3	21.4
参考になった	10	71.4
どちらとも言えない	1	7.1
参考にならなかった	0	0.0
不明・無回答	0	0.0
合計	14	100.0

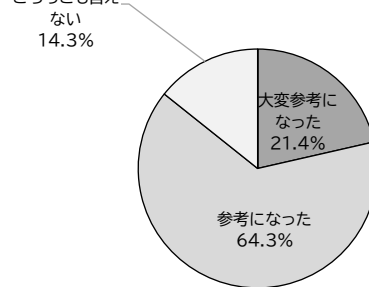
福岡県 「特別講演」は参考になったか
(n=14)



問6：「再エネ特措法に基づく再エネ発電設備の適正な導入について／資源エネルギー庁」は参考になりましたか。

項目	件数	割合
大変参考になった	3	21.4
参考になった	9	64.3
どちらとも言えない	2	14.3
参考にならなかった	0	0.0
不明・無回答	0	0.0
合計	14	100.0

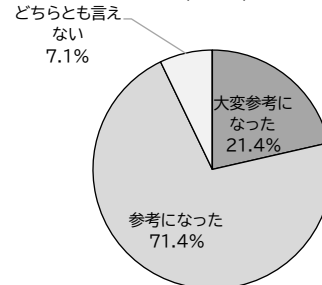
福岡県「再エネ特措法に基づく再エネ発電設備の適正な導入について／資源エネルギー庁」は参考になったか
(n=14)



問7：「関係自治体と九州経済産業局の連携強化に向けて／九州経済産業局」は参考になりましたか。

項目	件数	割合
大変参考になった	3	21.4
参考になった	10	71.4
どちらとも言えない	1	7.1
参考にならなかった	0	0.0
不明・無回答	0	0.0
合計	14	100.0

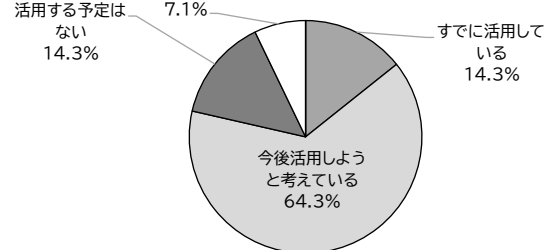
福岡県「関係自治体と九州経済産業局の連携強化に向けて／九州経済産業局」は参考になったか
(n=14)



問8：「地方自治体向け情報閲覧システム」について教えてください。

項目	件数	割合
すでに活用している	2	14.3
今後活用しようと考えている	9	64.3
活用する予定はない	2	14.3
その他	1	7.1
不明・無回答	0	0.0
合計	14	100.0

福岡県「地方自治体向け情報閲覧システム」について
(n=14)



その他内容

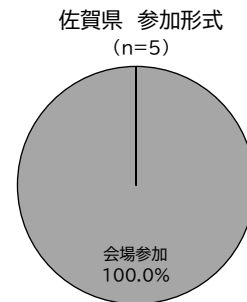
検討中

〈佐賀県会場〉

問1：参加地設問の為、表記無し

問2：参加形式を教えてください。

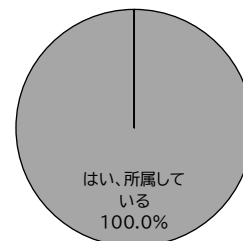
項目	件数	割合
会場参加	5	100.0
オンライン参加	0	0.0
不明・無回答	0	0.0
合計	5	100.0



問3：貴殿は再生可能エネルギー発電設備導入に係る担当部署に所属されている方ですか。

項目	件数	割合
はい、所属している	5	100.0
いいえ、所属していない	0	0.0
その他	0	0.0
不明・無回答	0	0.0
合計	5	100.0

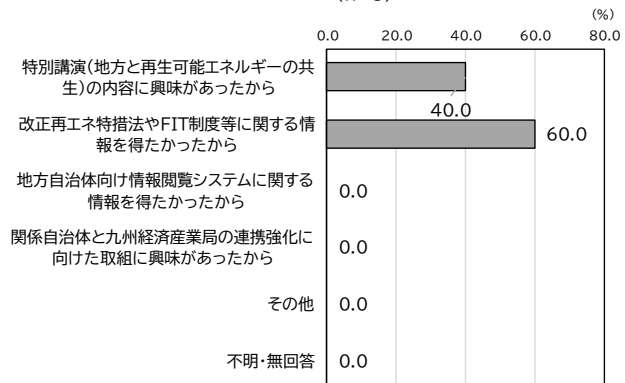
佐賀県 再生可能エネルギー発電設備導入に係る担当
部署に所属しているか
(n=5)



問4：本連携強化セミナーにご参加された理由を教えてください。（複数回答）

項目	件数	割合
特別講演（地方と再生可能エネルギーの共生）の内容に興味があったから	2	40.0
改正再エネ特措法やFIT制度等に関する情報を得たかったから	3	60.0
地方自治体向け情報閲覧システムに関する情報を得たかったから	0	0.0
関係自治体と九州経済産業局の連携強化に向けた取組に興味があったから	0	0.0
その他	0	0.0
不明・無回答	0	0.0
合計	5	100.0

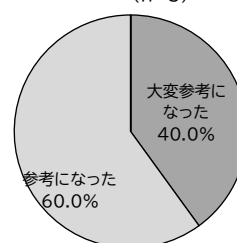
佐賀県 本連携強化セミナー参加の理由
(n=5)



問5：「特別講演」は参考になりましたか。

項目	件数	割合
大変参考になった	2	40.0
参考になった	3	60.0
どちらとも言えない	0	0.0
参考にならなかった	0	0.0
不明・無回答	0	0.0
合計	5	100.0

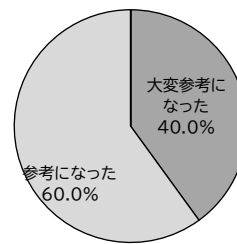
佐賀県 「特別講演」は参考になったか
(n=5)



問5：「特別講演」は参考になりましたか。

項目	件数	割合
大変参考になった	2	40.0
参考になった	3	60.0
どちらとも言えない	0	0.0
参考にならなかった	0	0.0
不明・無回答	0	0.0
合計	5	100.0

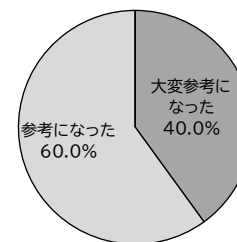
佐賀県「特別講演」は参考になったか
(n=5)



問6：「再エネ特措法に基づく再エネ発電設備の適正な導入について／資源エネルギー庁」は参考になりましたか。

項目	件数	割合
大変参考になった	2	40.0
参考になった	3	60.0
どちらとも言えない	0	0.0
参考にならなかった	0	0.0
不明・無回答	0	0.0
合計	5	100.0

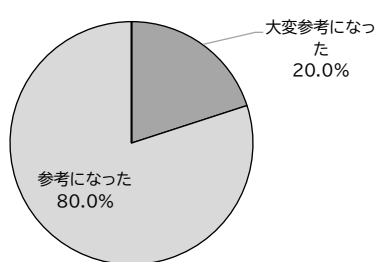
佐賀県「再エネ特措法に基づく再エネ発電設備の適正な導入について／資源エネルギー庁」は参考になったか
(n=5)



問7：「関係自治体と九州経済産業局の連携強化に向けて／九州経済産業局」は参考になりましたか。

項目	件数	割合
大変参考になった	1	20.0
参考になった	4	80.0
どちらとも言えない	0	0.0
参考にならなかった	0	0.0
不明・無回答	0	0.0
合計	5	100.0

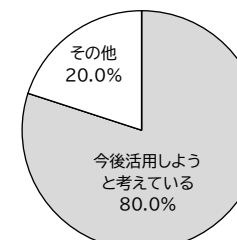
佐賀県「関係自治体と九州経済産業局の連携強化に向けて／九州経済産業局」は参考になったか
(n=5)



問8：「地方自治体向け情報閲覧システム」について教えてください。

項目	件数	割合
すでに活用している	0	0.0
今後活用しようと考えている	4	80.0
活用する予定はない	0	0.0
その他	1	20.0
不明・無回答	0	0.0
合計	5	100.0

佐賀県「地方自治体向け情報閲覧システム」について
(n=5)



その他内容

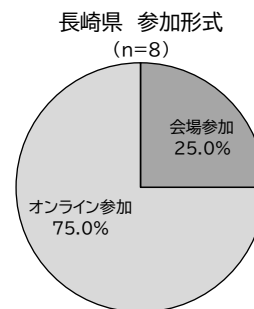
あることを知らなかったため内容を確認する。

〈長崎県会場〉

問1：参加地設問の為、表記無し

問2：参加形式を教えてください。

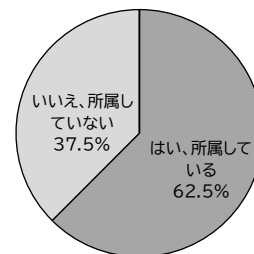
項目	件数	割合
会場参加	2	25.0
オンライン参加	6	75.0
不明・無回答	0	0.0
合計	8	100.0



問3：貴殿は再生可能エネルギー発電設備導入に係る担当部署に所属されている方ですか。

項目	件数	割合
はい、所属している	5	62.5
いいえ、所属していない	3	37.5
その他	0	0.0
不明・無回答	0	0.0
合計	8	100.0

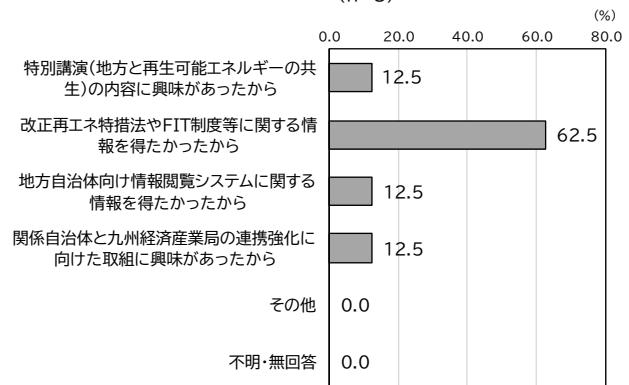
長崎県 再生可能エネルギー発電設備導入に係る担当
部署に所属しているか
(n=8)



問4：本連携強化セミナーにご参加された理由を教えてください。（複数回答）

項目	件数	割合
特別講演（地方と再生可能エネルギーの共生）の内容に興味があったから	1	12.5
改正再エネ特措法やFIT制度等に関する情報を得たかったから	5	62.5
地方自治体向け情報閲覧システムに関する情報を得たかったから	1	12.5
関係自治体と九州経済産業局の連携強化に向けた取組に興味があったから	1	12.5
その他	0	0.0
不明・無回答	0	0.0
合計	8	100.0

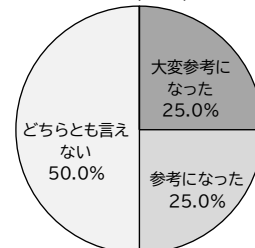
長崎県 本連携強化セミナー参加の理由
(n=8)



問5：「特別講演」は参考になりましたか。

項目	件数	割合
大変参考になった	2	25.0
参考になった	2	25.0
どちらとも言えない	4	50.0
参考にならなかった	0	0.0
不明・無回答	0	0.0
合計	8	100.0

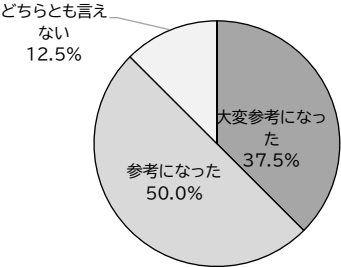
長崎県 「特別講演」は参考になったか
(n=8)



問6：「再エネ特措法に基づく再エネ発電設備の適正な導入について／資源エネルギー庁」は参考になりましたか。

項目	件数	割合
大変参考になった	3	37.5
参考になった	4	50.0
どちらとも言えない	1	12.5
参考にならなかった	0	0.0
不明・無回答	0	0.0
合計	8	100.0

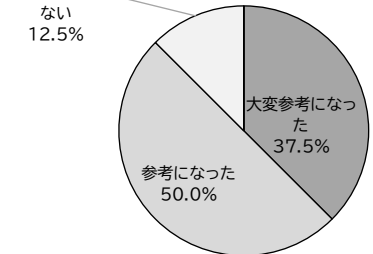
長崎県「再エネ特措法に基づく再エネ発電設備の適正な導入について／資源エネルギー庁」は参考になったか
(n=8)



問7：「関係自治体と九州経済産業局の連携強化に向けて／九州経済産業局」は参考になりましたか。

項目	件数	割合
大変参考になった	3	37.5
参考になった	4	50.0
どちらとも言えない	1	12.5
参考にならなかった	0	0.0
不明・無回答	0	0.0
合計	8	100.0

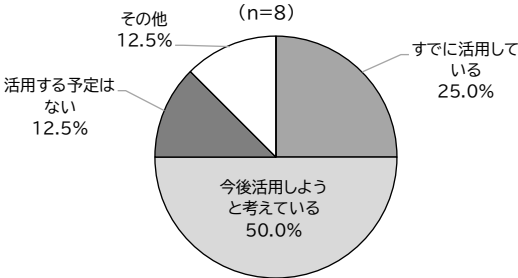
長崎県「関係自治体と九州経済産業局の連携強化に向けて／九州経済産業局」は参考になったか
(n=8)



問8：「地方自治体向け情報閲覧システム」について教えてください。

項目	件数	割合
すでに活用している	2	25.0
今後活用しようと考えている	4	50.0
活用する予定はない	1	12.5
その他	1	12.5
不明・無回答	0	0.0
合計	8	100.0

長崎県「地方自治体向け情報閲覧システム」について
(n=8)



その他内容

担当部署ではないため、不明。

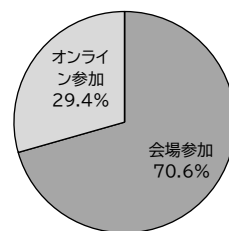
〈熊本県会場〉

問1：参加地設問の為、表記無し

問2：参加形式を教えてください。

項目	件数	割合
会場参加	12	70.6
オンライン参加	5	29.4
不明・無回答	0	0.0
合計	17	100.0

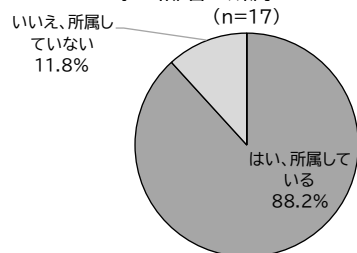
熊本県 参加形式
(n=17)



問3：貴殿は再生可能エネルギー発電設備導入に係る担当部署に所属されている方ですか。

項目	件数	割合
はい、所属している	15	88.2
いいえ、所属していない	2	11.8
その他	0	0.0
不明・無回答	0	0.0
合計	17	100.0

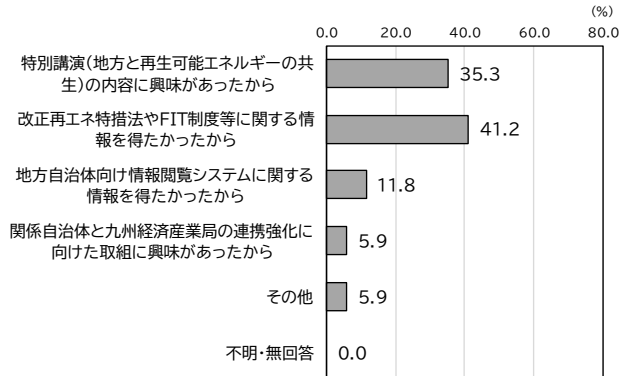
熊本県 再生可能エネルギー発電設備導入に係る
担当部署に所属しているか
(n=17)



問4：本連携強化セミナーにご参加された理由を教えてください。（複数回答）

項目	件数	割合
特別講演（地方と再生可能エネルギーの共生）の内容に興味があったから	6	35.3
改正再エネ特措法やFIT制度等に関する情報を得たかったから	7	41.2
地方自治体向け情報閲覧システムに関する情報を得たかったから	2	11.8
関係自治体と九州経済産業局の連携強化に向けた取組に興味があったから	1	5.9
その他	1	5.9
不明・無回答	0	0.0
合計	17	100.0

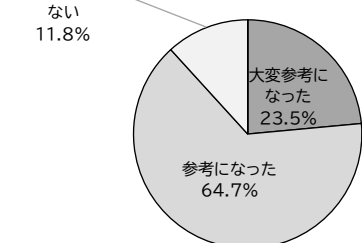
熊本県 本連携強化セミナー参加の理由
(n=17)



問5：「特別講演」は参考になりましたか。

項目	件数	割合
大変参考になった	4	23.5
参考になった	11	64.7
どちらとも言えない	2	11.8
参考にならなかった	0	0.0
不明・無回答	0	0.0
合計	17	100.0

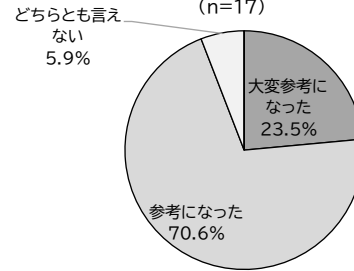
熊本県 「特別講演」は参考になったか
(n=17)



問6：「再エネ特措法に基づく再エネ発電設備の適正な導入について／資源エネルギー庁」は参考になりましたか。

項目	件数	割合
大変参考になった	4	23.5
参考になった	12	70.6
どちらとも言えない	1	5.9
参考にならなかった	0	0.0
不明・無回答	0	0.0
合計	17	100.0

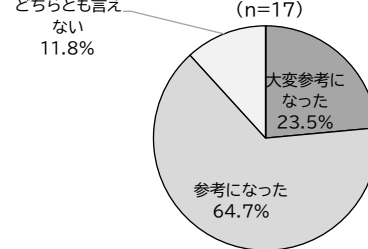
熊本県「再エネ特措法に基づく再エネ発電設備の適正な導入について／資源エネルギー庁」は参考になったか
(n=17)



問7：「関係自治体と九州経済産業局の連携強化に向けて／九州経済産業局」は参考になりましたか。

項目	件数	割合
大変参考になった	4	23.5
参考になった	11	64.7
どちらとも言えない	2	11.8
参考にならなかった	0	0.0
不明・無回答	0	0.0
合計	17	100.0

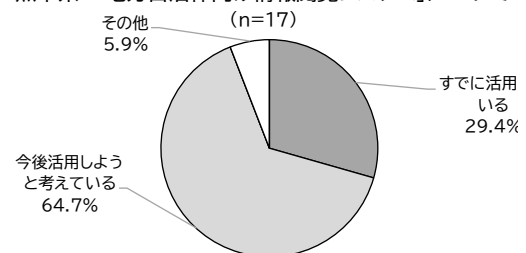
熊本県「関係自治体と九州経済産業局の連携強化に向けて／九州経済産業局」は参考になったか
(n=17)



問8：「地方自治体向け情報閲覧システム」について教えてください。

項目	件数	割合
すでに活用している	5	29.4
今後活用しようと考えている	11	64.7
活用する予定はない	0	0.0
その他	1	5.9
不明・無回答	0	0.0
合計	17	100.0

熊本県「地方自治体向け情報閲覧システム」について



その他内容

再生可能エネルギー発電設備導入に係る担当部署や管理部門ではないため、今後の運用については判断および意思決定不能

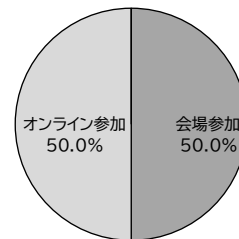
〈大分県会場〉

問1：参加地設問の為、表記無し

問2：参加形式を教えてください。

項目	件数	割合
会場参加	4	50.0
オンライン参加	4	50.0
不明・無回答	0	0.0
合計	8	100.0

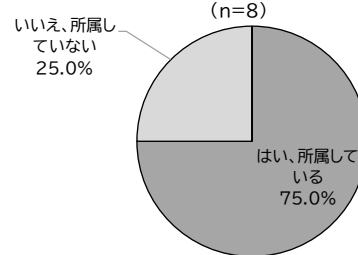
大分県 参加形式
(n=8)



問3：貴殿は再生可能エネルギー発電設備導入に係る担当部署に所属されている方ですか。

項目	件数	割合
はい、所属している	6	75.0
いいえ、所属していない	2	25.0
その他	0	0.0
不明・無回答	0	0.0
合計	8	100.0

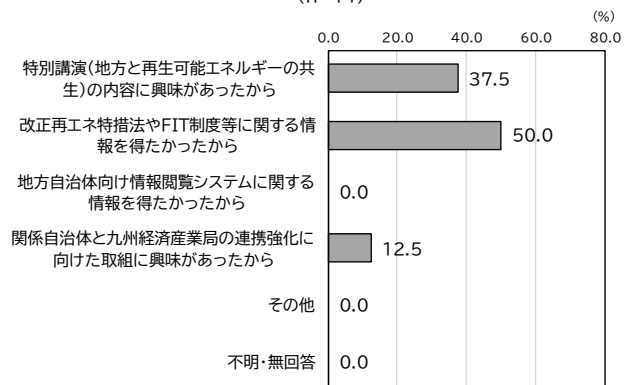
大分県 再生可能エネルギー発電設備導入に係る担当
部署に所属しているか
(n=8)



問4：本連携強化セミナーにご参加された理由を教えてください。（複数回答）

項目	件数	割合
特別講演（地方と再生可能エネルギーの共生）の内容に興味があったから	3	37.5
改正再エネ特措法やFIT制度等に関する情報を得たかったから	4	50.0
地方自治体向け情報閲覧システムに関する情報を得たかったから	0	0.0
関係自治体と九州経済産業局の連携強化に向けた取組に興味があったから	1	12.5
その他	0	0.0
不明・無回答	0	0.0
合計	8	100.0

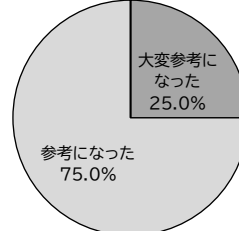
大分県 本連携強化セミナー参加の理由
(n=14)



問5：「特別講演」は参考になりましたか。

項目	件数	割合
大変参考になった	2	25.0
参考になった	6	75.0
どちらとも言えない	0	0.0
参考にならなかった	0	0.0
不明・無回答	0	0.0
合計	8	100.0

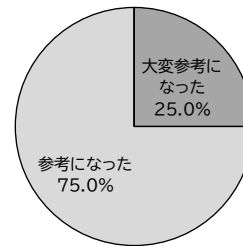
大分県 「特別講演」は参考になったか
(n=8)



問6：「再エネ特措法に基づく再エネ発電設備の適正な導入について／資源エネルギー庁」は参考になりましたか。

項目	件数	割合
大変参考になった	2	25.0
参考になった	6	75.0
どちらとも言えない	0	0.0
参考にならなかった	0	0.0
不明・無回答	0	0.0
合計	8	100.0

大分県「再エネ特措法に基づく再エネ発電設備の適正な導入について／資源エネルギー庁」は参考になったか
(n=14)

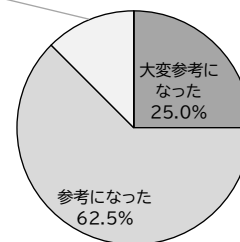


問7：「関係自治体と九州経済産業局の連携強化に向けて／九州経済産業局」は参考になりましたか。

項目	件数	割合
大変参考になった	2	25.0
参考になった	5	62.5
どちらとも言えない	1	12.5
参考にならなかった	0	0.0
不明・無回答	0	0.0
合計	8	100.0

大分県「関係自治体と九州経済産業局の連携強化に向けて／九州経済産業局」は参考になったか
(n=14)

どちらとも言えない
12.5%

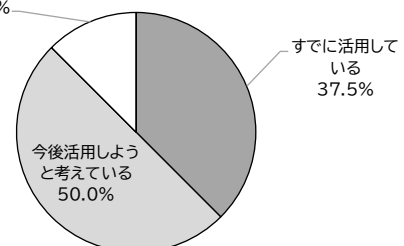


問8：「地方自治体向け情報閲覧システム」について教えてください。

項目	件数	割合
すでに活用している	3	37.5
今後活用しようと考えている	4	50.0
活用する予定はない	0	0.0
その他	1	12.5
不明・無回答	0	0.0
合計	8	100.0

大分県「地方自治体向け情報閲覧システム」について
(n=14)

その他
12.5%



その他内容

活用を検討する

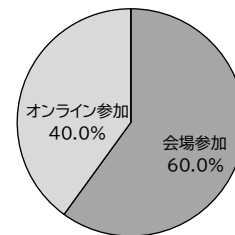
〈宮崎県会場〉

問1：参加地設問の為、表記無し

問2：参加形式を教えてください。

項目	件数	割合
会場参加	3	60.0
オンライン参加	2	40.0
不明・無回答	0	0.0
合計	5	100.0

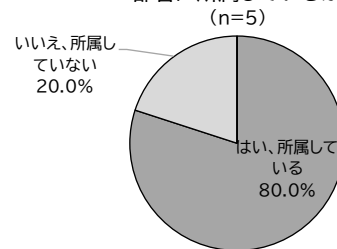
宮崎県 参加形式
(n=5)



問3：貴殿は再生可能エネルギー発電設備導入に係る担当部署に所属されている方ですか。

項目	件数	割合
はい、所属している	4	80.0
いいえ、所属していない	1	20.0
その他	0	0.0
不明・無回答	0	0.0
合計	5	100.0

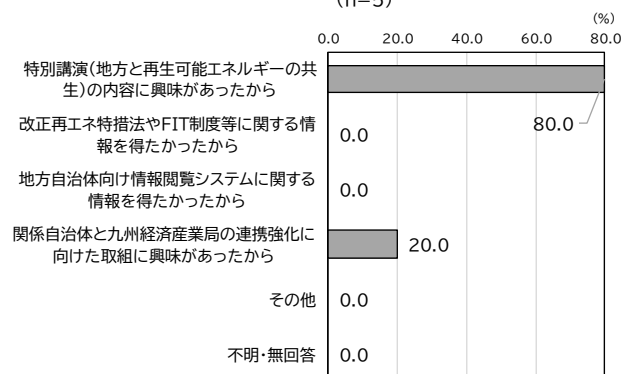
宮崎県 再生可能エネルギー発電設備導入に係る担当部署に所属しているか
(n=5)



問4：本連携強化セミナーにご参加された理由を教えてください。（複数回答）

項目	件数	割合
特別講演（地方と再生可能エネルギーの共生）の内容に興味があったから	4	80.0
改正再エネ特措法やFIT制度等に関する情報を得たかったから	0	0.0
地方自治体向け情報閲覧システムに関する情報を得たかったから	0	0.0
関係自治体と九州経済産業局の連携強化に向けた取組に興味があったから	1	20.0
その他	0	0.0
不明・無回答	0	0.0
合計	5	100.0

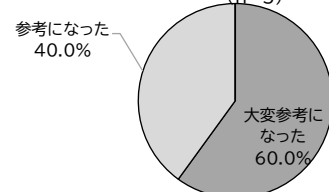
宮崎県 本連携強化セミナー参加の理由
(n=5)



問5：「特別講演」は参考になりましたか。

項目	件数	割合
大変参考になった	3	60.0
参考になった	2	40.0
どちらとも言えない	0	0.0
参考にならなかった	0	0.0
不明・無回答	0	0.0
合計	5	100.0

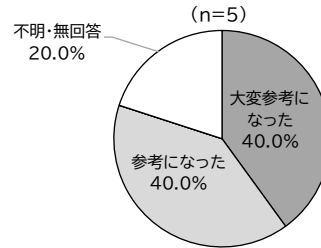
宮崎県 「特別講演」は参考になったか
(n=5)



問6：「再エネ特措法に基づく再エネ発電設備の適正な導入について／資源エネルギー庁」は参考になりましたか。

項目	件数	割合
大変参考になった	2	40.0
参考になった	2	40.0
どちらとも言えない	0	0.0
参考にならなかった	0	0.0
不明・無回答	1	20.0
合計	5	100.0

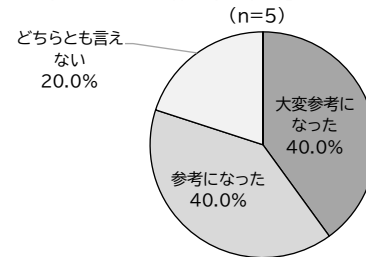
宮崎県「再エネ特措法に基づく再エネ発電設備の適正な導入について／資源エネルギー庁」は参考になったか



問7：「関係自治体と九州経済産業局の連携強化に向けて／九州経済産業局」は参考になりましたか。

項目	件数	割合
大変参考になった	2	40.0
参考になった	2	40.0
どちらとも言えない	1	20.0
参考にならなかった	0	0.0
不明・無回答	0	0.0
合計	5	100.0

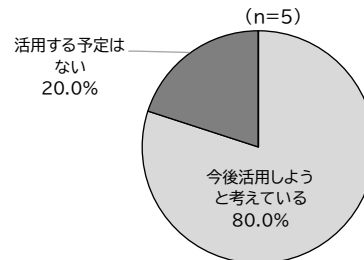
宮崎県「関係自治体と九州経済産業局の連携強化に向けて／九州経済産業局」は参考になったか



問8：「地方自治体向け情報閲覧システム」について教えてください。

項目	件数	割合
すでに活用している	0	0.0
今後活用しようと考えている	4	80.0
活用する予定はない	1	20.0
その他	0	0.0
不明・無回答	0	0.0
合計	5	100.0

宮崎県「地方自治体向け情報閲覧システム」について

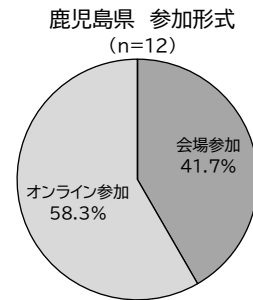


〈鹿児島県会場〉

問1：参加地設問の為、表記無し

問2：参加形式を教えてください。

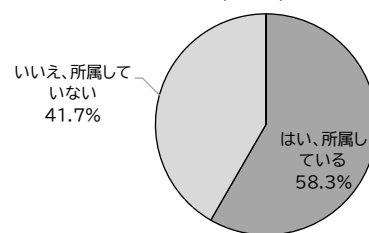
項目	件数	割合
会場参加	5	41.7
オンライン参加	7	58.3
不明・無回答	0	0.0
合計	12	100.0



問3：貴殿は再生可能エネルギー発電設備導入に係る担当部署に所属されている方ですか。

項目	件数	割合
はい、所属している	7	58.3
いいえ、所属していない	5	41.7
その他	0	0.0
不明・無回答	0	0.0
合計	12	100.0

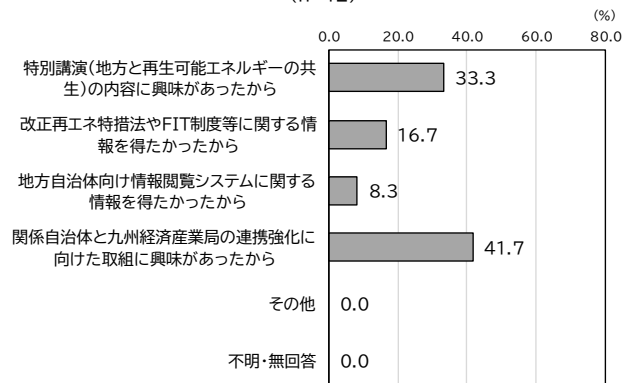
鹿児島県 再生可能エネルギー発電設備導入に係る担当部署に所属しているか
(n=12)



問4：本連携強化セミナーにご参加された理由を教えてください。（複数回答）

項目	件数	割合
特別講演（地方と再生可能エネルギーの共生）の内容に興味があったから	4	33.3
改正再エネ特措法やFIT制度等に関する情報を得たかったから	2	16.7
地方自治体向け情報閲覧システムに関する情報を得たかったから	1	8.3
関係自治体と九州経済産業局の連携強化に向けた取組に興味があったから	5	41.7
その他	0	0.0
不明・無回答	0	0.0
合計	12	100.0

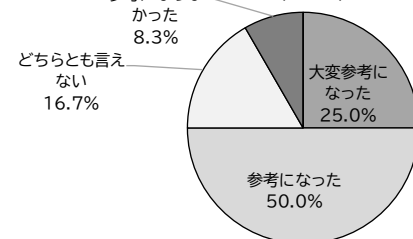
鹿児島県 本連携強化セミナー参加の理由
(n=12)



問5：「特別講演」は参考になりましたか。

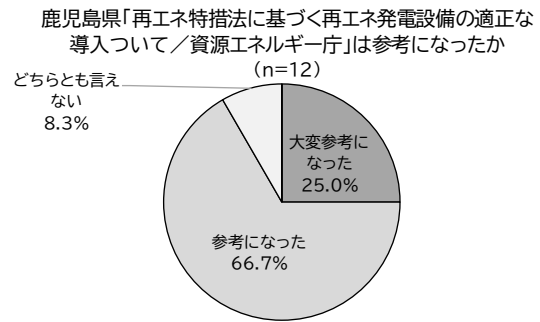
項目	件数	割合
大変参考になった	3	25.0
参考になった	6	50.0
どちらとも言えない	2	16.7
参考にならなかった	1	8.3
不明・無回答	0	0.0
合計	12	100.0

鹿児島県 「特別講演」は参考になったか
(n=12)



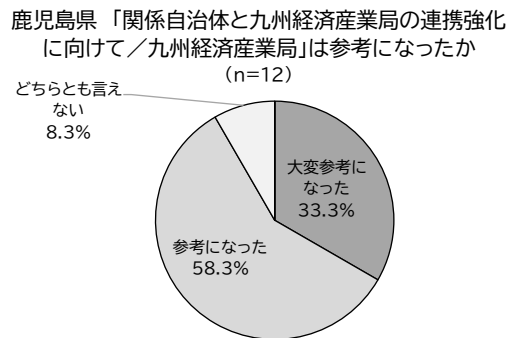
問6：「再エネ特措法に基づく再エネ発電設備の適正な導入について／資源エネルギー庁」は参考になりましたか。

項目	件数	割合
大変参考になった	3	25.0
参考になった	8	66.7
どちらとも言えない	1	8.3
参考にならなかった	0	0.0
不明・無回答	0	0.0
合計	12	100.0



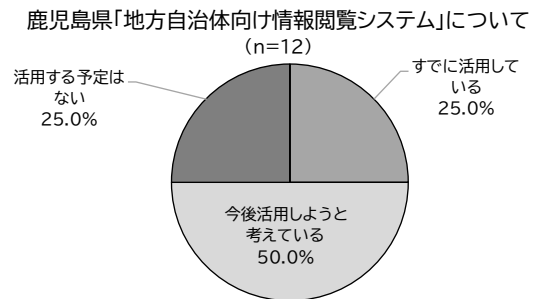
問7：「関係自治体と九州経済産業局の連携強化に向けて／九州経済産業局」は参考になりましたか。

項目	件数	割合
大変参考になった	4	33.3
参考になった	7	58.3
どちらとも言えない	1	8.3
参考にならなかった	0	0.0
不明・無回答	0	0.0
合計	12	100.0



問8：「地方自治体向け情報閲覧システム」について教えてください。

項目	件数	割合
すでに活用している	3	25.0
今後活用しようと考えている	6	50.0
活用する予定はない	3	25.0
その他	0	0.0
不明・無回答	0	0.0
合計	12	100.0



8) 会議内容の議事録

各県、各プログラムの質疑応答内容の議事録を作成した。

(2) 再エネ発電設備導入に係る事例のヒアリング

再エネ発電設備導入にあたり、不適切案件対応に苦慮する自治体や、円滑な連携体制を構築している自治体等に個別ヒアリングを行った。

①実施概要

1) ヒアリングの目的

近年、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（再エネ特措法）」に基づく「固定価格買取制度（FIT 制度）」等により、再エネ発電設備の普及が進むと共に、将来の主力電源化に向けて、設備の長期的な運営や、地域との共生等が目指されている。一方で、法令違反等の疑いがあり、発電設備の近隣住民に不安を与えている案件や、安全に係るトラブルの可能性がある案件が散見されており、主力電源化への大きな障害となっている。

そこでこのような状況への対応を検討するため、再エネ発電設備導入にあたり法令違反等の対応への課題抽出や、円滑な連携体制を構築している事例の発掘を目的として実施した。

なお、本調査結果は、再エネ発電設備関連事業に係る検討材料や、経済産業省内及び省外への事案紹介のための利用を前提とする。

2) ヒアリングの対象

九州各県（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）の自治体

3) ヒアリング方法及び時間

原則対面にて1～2時間 ※対面でのヒアリング不可の場合オンライン可

4) ヒアリング期間

令和5年10月～令和6年2月

②実施準備

1) ヒアリング対象自治体の選定

選定方法： デスクリサーチ（アンケート調査によらないヒアリング事例候補）や再エネ特措法担当者名簿登録自治体を対象とした九州地域の再エネ発電設備導入に係るアンケート調査（ウェブ形式）結果を基に九州経済産業局と協議の結果以下自治体を選定した。

選定数： 20自治体

選定自治体：

- ・福岡県：みやま市、みやこ町
- ・佐賀県：武雄市、玄海町
- ・長崎県：壱岐市、雲仙市

- ・熊本県：荒尾市、水俣市、天草市、南関町、南阿蘇村
- ・大分県：大分市、佐伯市、由布市
- ・宮崎県：綾町、都農町
- ・鹿児島県：鹿屋市、阿久根市、さつま町、瀬戸内町

2) ヒアリング項目

- ア 再エネ発電設備が地域と共生できている特徴的な事例
- イ 不適切案件の解消に向けた特徴的な事例
- ウ 関係自治体との連携強化に向けたご要望、ご意見など

③実施結果

1) 実施結果詳細

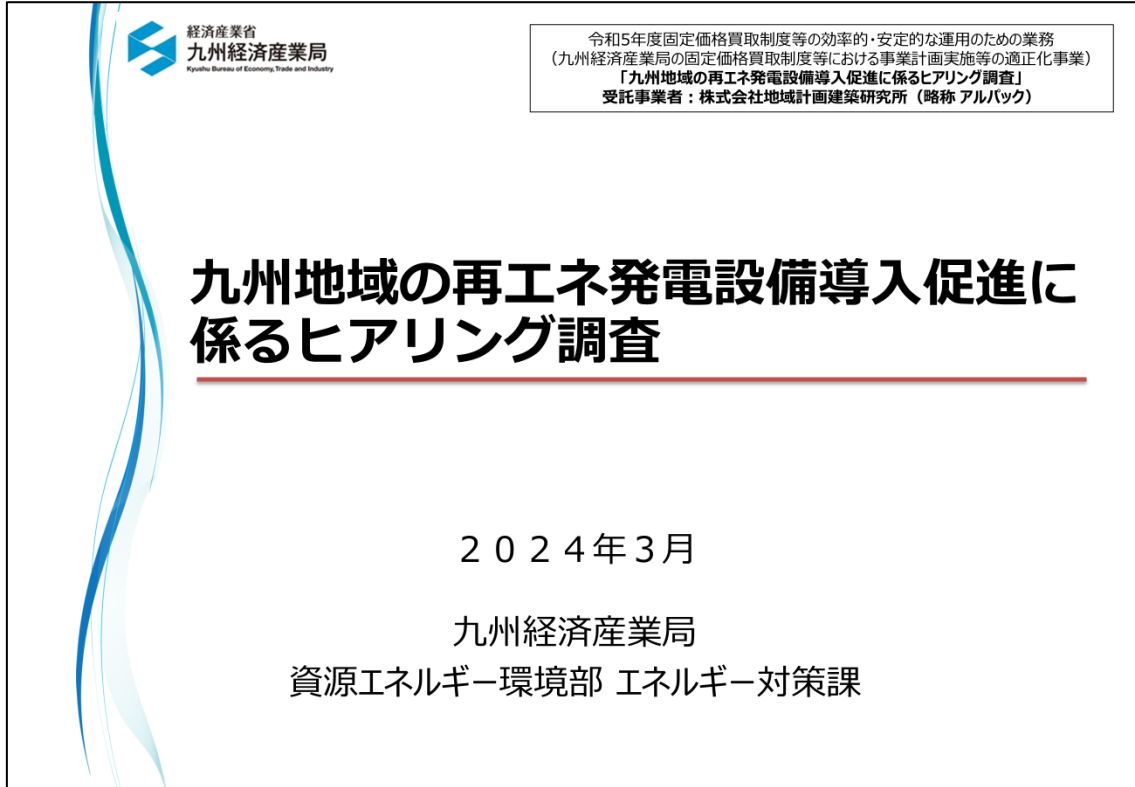
ヒアリング先		実施日時	実地場所等
自治体名	担当課		
みやま市	環境経済部 エネルギー政策課 エネルギー政策係	12月15日(金) 10時00分～	みやま市役所
みやこ町	住民課 生活環境係	11月20日(月) 13時00分～	みやこ町役場
武雄市	環境課 環境課 環境係	10月4日(水) 10時00分～	武雄市役所
玄海町	・生活環境課 ・農林水産課	11月2日(水) 15時00分～	玄海町役場
壱岐市	総務部 SDGs 未来課	11月6日(月) 13時30分～	壱岐市役所
雲仙市	環境水道部 環境政策課	11月21日(火) 14時00分～	雲仙市
荒尾市	環境保全課 ゼロカーボン推進室	12月1日(金) 14時00分～	荒尾市役所
水俣市	経済振興課 経済振興室	11月6日(月) 9時30分～	水俣市役所
天草市	市民生活部 市民環境課 市民環境対策係	11月30日(木) 14時00分～	天草市役所
南関町	税務住民課 環境対策係	12月1日(金) 10時00分～	南関町役場
南阿蘇村	水・環境課	10月18日(水) 13時30分～	南阿蘇村役場 ※午前中、「南阿蘇湯の谷地熱発電所」を現地視察

大分市	環境部 環境対策課 環境保全 担当班	11 月 13 日(月) 14 時 30 分～	大分市役所
佐伯市	・ 市民生活部 環境対策課 環境企画係 ・ 建設部 都市計画課 計 画・区画整理係	11 月 14 日(火) 9 時 30 分～	佐伯市役所
由布市	・ 総合政策課 ・ 都市景観推進課 景観・公 園係	11 月 13 日(月) 10 時 00 分～	由布市役所
綾町	・ ユネスコエコパーク推進室 ・ 農林振興課 ・ 総合政策課 まちづくり推 進係	11 月 10 日(金) 10 時 00 分～	綾町役場
都農町	住民課 林務新エネルギー係	11 月 10 日(金) 15 時 00 分～	都農町役場
鹿屋市	政策推進課	11 月 7 日(火) 11 時 30 分～	鹿屋市役所
阿久根市	企画調整課	10 月 26 日(水) 13 時 30 分～	阿久根市役所
さつま町	・ 企画政策課 ・ 社会教育課 ・ 耕地林業課 ・ 町民環境課	10 月 27 日(金) 10 時 00 分～	さつま町役場 ※午後から「泊野川水 力発電所」、「さつま町 バイオマス発電所」、 「JRE さつま太陽光発 電所」を現地視察
瀬戸内町	・ 企画課 産業立地係 ・ 水産観光課 観光振興係 ・ 水産観光課 世界自然遺産 せとうち町対策室長	11 月 28 日(火) 15 時 00 分～	瀬戸内町役場

2) ヒアリング調査結果

ヒアリング調査に基づき、各自治体の詳細版 20 件（ワードファイル詳細版）及び調査レポート（パワーポイント）を作成した。

図表 2-2 ヒアリング調査結果レポート（公開版）



目次	1. 実施概要
1. 実施概要	(1) 目的
2. 調査結果	近年、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（再エネ特措法）」に基づく「固定価格買取制度（FIT制度）」等により、再エネ発電設備の普及が進むと共に、将来の主力電源化に向けて、設備の長期的な運営や、地域との共生等が注目されている。一方、法令違反等の疑いがあり、発電設備の近隣住民に不安を与えている案件や、安全に係るトラブルの可能性のある案件が散見されており、主力電源化への大きな障害となっている。
(0) 調査結果とりまとめの要旨	九州経済産業局では、このような状況への対応を検討するため、九州管内の地方自治体（20自治体）を対象とするヒアリング調査を実施した。
(1) 地域との共生に向けた再エネ導入促進の取組事例	(2) ヒアリング項目
(2) 不適切案件の解消に向けた要素抽出	① 再エネ発電設備が地域と共生できている特徴的な事例 ② 不適切案件の解消に向けた特徴的な事例 ③ 関係自治体と国の連携強化に向けた要望、意見など
	(3) ヒアリング実施先一覧（地方自治体：全20件）
	福岡県：みやま市、みやこ町 佐賀県：武雄市、玄海町 長崎県：壱岐市、雲仙市 熊本県：荒尾市、水俣市、天草市、南関町、南阿蘇村 大分県：大分市、佐伯市、由布市 宮崎県：綾町、都農町 鹿児島県：鹿屋市、阿久根市、さつま町、瀬戸内町

2. 調査結果

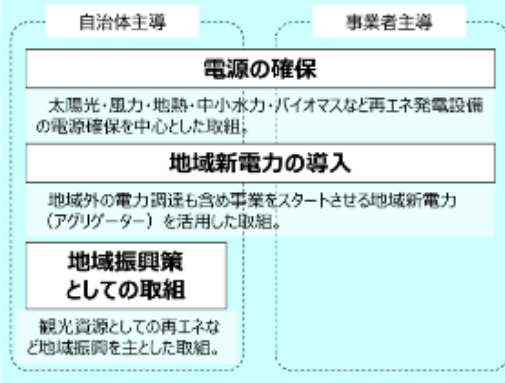
(0) 調査結果とりまとめの要旨

調査結果は、主として再エネ発電設備導入の促進に関する取組事例と法令違反等のトラブル対策に必要な条
例等の規制・対策の2つに分類して取りまとめた。

【推進】

① 地域との共生に向けた再エネ導入促進の取組事例

主に「電源の確保」「地域新電力の導入」「地域振興策としての取組」の3つの取組が浮き彫りになった。加えて、その取組の主導が自治体によるものか、又は民間事業者によるものか、取組背景も重要な要素の一つとして明らかになった。



【規制】

② 不適切案件の解消に向けた要素抽出

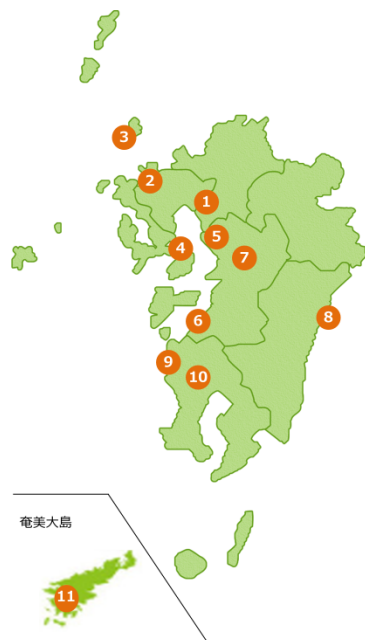
住民トラブルや法令違反等の不適切案件の解消や自然災害への対応などを目的とした、各自治体の条例・ガイドライン及び対応策について、その取組背景や重要なポイント、効果など要素を抽出した。

条例・ガイドライン
再生可能エネルギー全般の広い範囲を網羅する条例、太陽光発電に特化した条例、条例の中でも届出制・許可制の立て付けなど、各地域の特性や事情に応じた条例に関する要素。また条例制定まで至らないガイドラインや条例とガイドラインをうまく使い分けている取組などに関連する要素。
個別の対応策
条例やガイドラインのほかにできる個別の対応策として、協定を結んだ事例や、自治会との連携などの取組に関する要素。

5

2. 調査結果

(1) 地域との共生に向けた再エネ導入促進の取組事例



市町村（県名）	共生事例タイトル
①みやま市（福岡県）	みやまスマートエネルギー(株)による「地産地消エネルギー」の地域活用
②玄海町（佐賀県）	地域課題「牛の糞尿」を活用したバイオガス発電事業
③沓崎市（長崎県）	再エネ100%の島を目指す沓崎 ～RE水素システムの実証実験～
④雲仙市（長崎県）	地熱資源の有効活用と地元合意形成を重視した温泉バイナリー発電
⑤荒尾市（熊本県）	スマートシティと連携したゼロカーボンの推進における電力の地産地消
⑥水俣市（熊本県）	小水力発電「寒川水源亭」の導入 ～集落・交流拠点の持続性担保～
⑦南阿蘇村（熊本県）	全国的にも稀有な蒸気卓越型による地熱発電
⑧都農町（宮崎県）	官民連携の地域新電力「Miraiのエネルギー株式会社」
⑨阿久根市（鹿児島県）	災害対応ニーズを踏まえ、地理的特性が決め手となったマイクログリッド整備
⑩さつま町（鹿児島県）	自治体と発電事業者の信頼関係の構築と住民への理解促進
⑪瀬戸内町（鹿児島県）	「地域資源+再生可能エネルギー」で新たな観光拠点を創出

7

2. 調査結果

(1) 地域との共生に向けた再エネ導入促進の取組事例

みやま市（福岡県）

自治体主導	電源の確保	地域新電力	地域振興策としての再エネ
事業者主導	電源の確保	地域新電力	

面積（森林面積）	105.21km ² （19.57km ² ）
人口／世帯数	34,907人／14,658世帯（令和5年12月31日時点）
FIT認定件数（300kW以上）	215件（11件）（令和6年1月末時点）

みやまスマートエネルギー(株)による「地産地消エネルギー」の地域活用

福岡県みやま市は、福岡県南部に位置し全体として平坦な田園地帯である。

本市はエネルギーの地産地消で地域内の経済循環による経済効果や新たな雇用など地域が抱える課題の解決を見込み、2015年にみやま市主導のもと、地元金融機関、民間事業者の3者の出資により地域新電力会社「みやまスマートエネルギー株式会社」を設立した。同社は地方公共団体が出資する新電力会社としては国内初となる小売電気事業を取り扱っており、前例がなく、新電力を取り巻く状況や制度の変更がありつつも、都度適応しながら事業を推進している。

設立当初より、市民還元を目的とした事業展開を行っており、同社の設立と並行して進められた、市内2,000世帯に設置されたHEMS機器を活用した見守りサービスや買い物支援（現在は終了）、レストラン事業や六次産業化の支援の拠点である「みやまカフェ S P O N（スポン）（旧 さくらテラス）」の運営、デジタル地域通貨「みやま・コイン」の普及などを行うほか、脱炭素の達成に向けた省エネ診断や事業者の相談窓口も担っている。



▲みやまスマートエネルギーの事業展開／出所：みやまスマートエネルギー株式会社

8

2. 調査結果

(1) 地域との共生に向けた再エネ導入促進の取組事例

◆参考となる取組のポイント（特徴・効果）

- ✓ 設立以来、**市民還元の目的から、市政との多岐にわたる連携**を実施している。地域電力事業（みやまでんき）と生活支援サービス・みやまカフェ S P O N（スポン）（旧 さくらテラス）事業を融合させた「みやまモデル」を展開した。
- ✓ 同社の経営陣として**出資者である地元金融機関から出向者を迎えることで、行政視点では弱い、財務経営部分を補完**し、国の融資制度の活用等につながっている。



▲みやまスマートエネルギーが運営する「みやまカフェ S P O N（スポン）（旧 さくらテラス）」／出所：みやまスマートエネルギー株式会社

◆今後の展望や課題

市としては、その時々課題を考える会社として、みやまスマートエネルギー株式会社を位置付けている。市出資のメガソーラーのSPC（特別目的会社）である「みやまエネルギー開発機構」とともに、市が脱炭素化を推進するにあたってのキープレイヤーであり、単なる太陽光による発電にとどまらず、レジリエンス強化やマイクログリッドの構築を目指していきたい。上記を含め、新規事業展開に向けて、育成も含めた人材確保が重要となってくる。



▲生活支援サービス「みやまサービス」（現在は終了）／出所：みやまスマートエネルギー株式会社

◆担当窓口

みやま市役所 環境経済部 環境政策課 脱炭素社会推進係／0944-64-1545

／0carbon@city.miyama.lg.jp※「0」は数字のゼロ

※令和6年度機構改革に伴い4月1日から上記窓口（令和6年3月31日までは環境経済部エネルギー政策課／energy@city.miyama.lg.jpが担当）

9

2. 調査結果

(1) 地域との共生に向けた再エネ導入促進の取組事例

玄海町（佐賀県）

自治体主導	電源の確保	地域新電力	地域振興策としての再エネ
事業者主導	電源の確保	地域新電力	

面積（森林面積）	35.92km ² （9.90km ² ）
人口／世帯数	4,954人／1,904世帯（令和6年1月31日時点）
FIT認定件数（300kW以上）	28件（1件）（令和6年1月末時点）

地域課題「牛の糞尿」を活用したバイオガス発電事業

佐賀県玄海町はブランド牛「佐賀牛」の一大産地であり、畜産業が町の基幹産業の一つとなっている。一方、佐賀牛の飼育頭数は約7,000頭にのぼり、その糞尿処理に大きな課題を抱えていた。2016年、民間事業者からのバイオマス発電事業の提案を受け、町内畜産事業者と民間事業者が協議を行い、SPC（特別目的会社）「玄海バイオガス発電株式会社」の設立により事業実施に至った。当発電所は九州最大の家畜糞尿メタン発酵処理施設であり、計画処理量は一日最大190t、肉牛の成牛換算で約3,800頭が排出する糞尿を処理している。発電量は一日約28,800kW、一般家庭の消費電力に換算して4,500世帯の電力に相当の発電を想定している。事業自体は民間主導によるものであるが、玄海町としてもオブザーバーとして協議に出席するほか会議室の提供、畜産農家代表者への呼びかけなどを行なっている。また、民間事業者の呼びかけに応じて、「玄海町バイオマス産業都市構想」を策定するなど、事業の実現に向けたサポートを行なっている。



▲施設全景／出所：玄海バイオガス発電株式会社

10

2. 調査結果

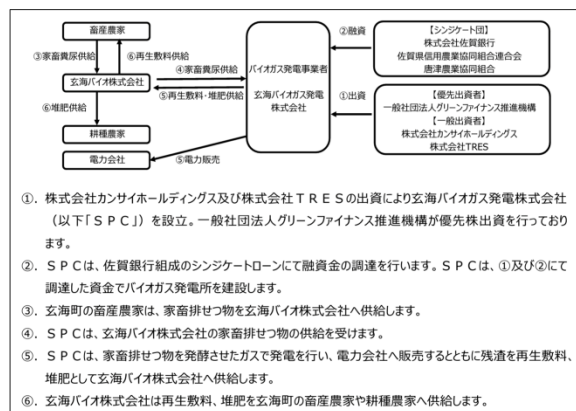
(1) 地域との共生に向けた再エネ導入促進の取組事例

◆参考となる取組のポイント（特徴・効果）

- ✓ 場所の選定にあたり、**従来より家畜排泄物を搬入していたJAの堆肥センター隣接地を活用**することで大きなトラブルを回避した。
- ✓ 安定的な発電原料を確保するため、発電事業のSPCとは別に**畜産部会長や地元区長も出資した原料供給のための別会社**「玄海バイオ株式会社」を設立した。
- ✓ **事業実施により計8名の新規雇用が創出**されたほか、地域共生の観点から視察の受け入れ窓口を「一般社団法人玄海町みんなの地域商社」に一本化し、視察と町内での食事をセットとしたツアーを運営している。

◆今後の展望や課題

本発電所自体の認知度はまだまだ低く、役場内でも一部が知るところにとどまっている。また、発電後に残る糞尿の残渣は、堆肥や敷料としての商品価値があり、今後はそれらの販路開拓を進めていく予定。本発電所については、再生可能エネルギーの促進より、家畜排泄物の処理という地域課題を解決するという意義が強い。町としては最低でもFIT認定期間の20年の稼働に向けて、民間主導の事業を下支えしていくというスタンスである。



▲事業スキーム／出所：JAからつ

◆担当窓口

玄海町役場 農林水産課 / 0955-52-2199 / nourinsuisan@town.genkai.lg.jp

11

2. 調査結果

(1) 地域との共生に向けた再エネ導入促進の取組事例

壱岐市（長崎県）				
自治体主導	電源の確保	地域新電力	地域振興策としての再エネ	
	事業者主導	電源の確保	地域新電力	

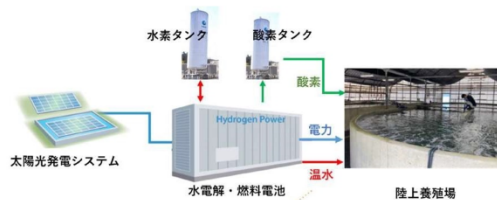
再エネ100%の島を目指す壱岐 ～RE水素システムの実証実験～

長崎県壱岐市は、玄界灘に面した壱岐島を主な行政区域とする市であり、2019年9月に国内の自治体で初めて「気候非常事態宣言」を発表した市としても大変有名である。同市の再生可能エネルギーの取組は、2018年に「2030年に向けた低炭素・水素社会の実現ビジョン」を策定し、SDGs未来都市に選定されて以降、加速的に取り組みを推進している。

特に注目すべきは、企業や大学と連携を図りながら進めている、CO₂の排出がなく安定した電力供給が可能な「RE水素システム」の実証実験である。地球温暖化防止に向けて再エネが重要ではあるものの、太陽光や風力は天候に左右される不安定なエネルギーであることから、水素への貯蔵との組み合わせに可能性を求めた背景がある。

RE水素システムとは、太陽光発電・風力発電で余った電力を使用し、水を電気分解させ、そこで発生した水素を貯蔵しておき、夜間などに燃料電池で水素発電を行い電力をつくる仕組みである。

2023年度だけでも、企業や大学、自治体等から約30件（400人近く）の視察を受けるなど、島外からの注目が集まるとともに、島内（市民）の関心を高めることにもつながっている。



▲水素発電実証事業の概要／出所：壱岐市



▲陸上養殖場に隣接した太陽光発電設備
／出所：壱岐市

◀陸上養殖場の様子
／出所：壱岐市

2. 調査結果

(1) 地域との共生に向けた再エネ導入促進の取組事例

◆参考となる取組のポイント（特徴・効果）

- ✔ 実証実験の取組は、東京大学先端科学技術研究センター・杉山正和教授や島内外の民間企業と連携し、経済産業省資源エネルギー庁の補助事業「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業」を活用しながら進めている。
- ✔ 市内事業者が運営するフグの陸上養殖場の近くにRE水素システムの設備を設置。太陽光発電で余った電力で水を電気分解し、そこから生成される「酸素」と「熱」を養殖場に供給することで、エネルギーを余すことなく、システムの有効利用につなげている。

◆今後の展望や課題

RE水素システムについては、技術面やコスト面といった課題を抱えてはいるが、水素だけにこだわることなく、蓄電池の活用など最適化を図ることで、2025年度以降の社会実装に向けて取り組んでいく。

またフグの陸上養殖以外にも、農業分野における水耕栽培など、酸素を使う分野は他にもあり、様々な分野への展開も期待できる。

ゆくゆくは、島内のエネルギーをすべて再生可能エネルギーでまかなえる「再エネ100%の島」を目指す。

◆担当窓口

壺岐市役所 SDGs未来課 SDGs未来班 / 0920-48-1137 / iki-sdgs@city.iki.lg.jp



▲ 東京大学先端科学研究センターとの包括連携協定 / 出所：名古屋市



▲ 気候非常事態宣言
／出所：名古屋市

◀「RE水素システムに関するチラシ」
／出所：彦根市

2. 調査結果

(1) 地域との共生に向けた再エネ導入促進の取組事例

雲仙市（長崎県）

自治体主導 電源の確保 地域新電力 地域振興策としての再エネ

事業者主導 電源の確保 地域新電力

面積（森林面積）	214.31km ² （104.47km ² ）
人口／世帯数	41,191人／17,692世帯（令和6年1月末時点）
FIT認定件数（300kW以上）	599件（20件）（令和6年1月末時点）

地熱資源の有効活用と地元合意形成を重視した温泉バイナリー発電

長崎県雲仙市は、長崎県南東部、島原半島北西部の雲仙普賢岳を取り巻くように位置している。雲仙温泉や小浜温泉などの温泉地が有名であり、県内有数の地熱資源を誇るが、当地ではその活用を巡り、先進的な取組やルール作りが進められてきた。

再エネ導入事例としては、未利用の温泉を活用することを目的とした「小浜温泉バイナリー発電所」がある。15,000トン/日の豊富な湧出量にもかかわらず、7割余りが活用できず海に放流しているという積年の課題に向けた取組である。新規源泉を掘削する必要がなく資源枯渇の恐れがないため、地元の温泉関係者（温泉旅館、源泉所有者など）が積極的にコミットする。泉質の特性から現状は事業性が低いが、資源の有効活用意識が温泉地としてのブランディングに寄与する間接効果も含めて、地元は関心を寄せている。

高いポテンシャルを有する一方、新規掘削を要する「蒸気フラッシュ発電」に関しては、市は資源保護を最重視し、発電事業者に適正な推進を促す「雲仙市地熱資源の保護及び活用に関する条例」を制定。条例では、開発は勿論資源量調査においても実施にあたり地元関係者への事前説明会と市協議会の諮問を必須としている。事業者は条例に基づき自治会単位かつ地元関係者にFS調査に向けた説明会を実施しているところ。

point 1

環境にやさしい！
温泉水の熱を利用するため、CO2を発生しない環境にやさしいクリーンな発電方法です。

point 2

未利用温泉水の有効活用！
これまで未利用となっていた温泉水を有効活用することにより発電しています。

point 3

大規模な地熱発電に比べて建設費用が安価！
新たに井戸を掘削する必要がなく、小規模から発電が可能なため、建設費を安価にすることができると見込まれます。

point 4

安定的に発電！
太陽光発電、風力発電のように天候や気候の影響を受けることが少なく、24時間安定した発電が可能です。

▲温泉バイナリー発電のポイント／出所：シン・エナジー株式会社

▲小浜温泉バイナリー発電所
発電事業者はシン・エナジー株式会社（兵庫）。市所有の源泉から温泉の供給を受け発電に利用している。小浜温泉の泉質により、パイプや熱交換器に湯の花が詰まりやすいため当初想定した効率性を得られなかったものの、発電後の温泉水を公共施設に供給し無駄なく活用するなど、地域と共生する運用が為されている。
／出所：シン・エナジー株式会社

14

2. 調査結果

(1) 地域との共生に向けた再エネ導入促進の取組事例

◆参考となる取組のポイント（特徴・効果）

- ✓ 「小浜温泉バイナリー発電所」は積年の課題への対応を目的として地元温泉関係者が一般社団法人を設立し、産学官も協力して実現している。
- ✓ 国内外からの視察を受け入れており、**地域活性化への波及**が見られる。
- ✓ 既存温泉産業に影響が出る可能性が含まれる事業に対しては、開発だけでなくFSの実施において事前に地域住民の同意や市の諮問を経る仕組みを構築しており**地域と共生できる事業**を求めている。



▲雲仙市地熱資源の保護及び活用に関する条例における進捗段階と手続きの流れ／出所：雲仙市

◆今後の展望や課題

地元住民は、温泉の有効活用の意識が高く、**再エネ発電施設等により温泉を利活用することを通して、温泉地としての知名度やブランド力を上げることが企図**している。発電における技術的制約に関しても新たな解決策が出てくれば検討する等、課題解決意識を継続して共有している。

源泉の新規掘削に関しては、**慎重に慎重を期して臨む**。再エネ導入に関しては、国等と連携して、**観光など産業面におけるメリットも視野に入れて施策を検討**している。



◆産学官連携による「小浜温泉エネルギー活用協議会」
／出所：長崎大学

◆担当窓口

雲仙市役所 環境水道部 環境政策課／0957-47-7813 ／ kankyo@city.unzen.lg.jp

2. 調査結果

(1) 地域との共生に向けた再エネ導入促進の取組事例

荒尾市（熊本県）		面積（森林面積）	57.37km ² （9.12km ² ）
		人口／世帯数	49,617人／24,025世帯（令和6年1月末時点）
		FIT認定件数（300kW以上）	328（12件）（令和6年1月末時点）

自治体主導 電源の確保 地域新電力 地域振興策としての再エネ

事業者主導 電源の確保 地域新電力

スマートシティと連携したゼロカーボンの推進における電力の地産地消

熊本県荒尾市は熊本県北西部に位置し、市内東部に小岱山がそびえ、そこから西の有明海へとつながる丘陵が続く、かつては炭鉱の町としても栄えた市である。

同市の再生可能エネルギーの取組は、2020年、国土交通省スマートシティモデル事業「先行モデルプロジェクト」に選定された「荒尾ウェルビーイングスマートシティ」の一環として進められ、2021年にゼロカーボンシティを宣言。その後、ゼロカーボン推進室が新設され、取組を加速させている。

2017年、「炭鉱のまち」から「エネルギーのまち」への第一歩として、三井物産株式会社、株式会社グローバルエンジニアリングの2者と「地域エネルギーの有効活用等を中心としたまちづくりに関する連携協定」を締結し、電力の地産地消や公共インフラの効率化の促進など、さまざまな取組を進めてきた。

また同年、連携協定の締結を受け、三井物産株式会社、株式会社グローバルエンジニアリングの共同出資により、地域新電力会社「有明エナジー株式会社」が設立。地域の小売電気事業者として、市の公共施設や企業に電力を供給するとともに、収益の一部は市の活性化の取組に還元されている。さらに有明エナジー株式会社は、本市の企業誘致の際に太陽光発電設備設置のシミュレーションやPPAについて企業が自己設置した場合のシミュレーションなどの取組を地域貢献の一環として行っている。

連携事項

1. 市所有の公共施設、市内企業を需要者とする電力の地産地消
2. CO2削減等の環境に配慮した社会の実現
3. 公共インフラの効率化の促進
4. その他地域社会に開通するエネルギーの有効かつ適切な利活用、地域社会の活性化に関する事項

▲地域エネルギーの有効活用等を中心としたまちづくりに関する連携協定／出所：荒尾市

荒尾市は「電力」の地産地消を推進しています！

有明エナジー（株）

荒尾市で発電した電力を、荒尾市の会社や施設、企業に供給し、地域貢献の一環として行っている。

▲荒尾市における電力の地産地消／出所：荒尾市

荒尾市をステージに展開する有明エナジーの7つの取組をご紹介します。

▲有明エナジー事業概要／出所：荒尾市

16

2. 調査結果

(1) 地域との共生に向けた再エネ導入促進の取組事例

◆参考となる取組のポイント（特徴・効果）

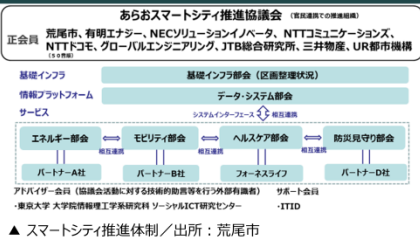
- ✓ **スマートシティの一環として再エネ事業を他の分野の事業と相互連携させることで、多様かつ持続可能な取組**を目指す。一例として、日本初の取組として注目を集めた、市内全域を対象としたAIを活用した「おもいやりタクシー」の運行が挙げられる。これは、三井物産株式会社と地場のタクシー会社と本市が共同で構築したサービスであり、車両は、EV車（日産リーフ）を使用、使用する電力は、有明エナジー株式会社から供給を受けている。
- ✓ **公共施設にEV充電設備の設置を推進するとともに、公用車にEV車を取り入れ、災害時の活用**に備える。

◆今後の展望や課題

2015年の三井物産株式会社とソフトバンク株式会社が出資するメガソーラー「ソフトバンク熊本荒尾ソーラーパーク」の設置以降、太陽光発電施設やバイオマス発電施設をはじめとした再エネ施設の立地が進み、エネルギーの地産地消を図るための環境が整いつつある。

今後、市内で発電された電力の供給先を市内の公共施設のみならず、民間企業等へ拡大させ、地域の資金（電気料金）を地域内で循環させていくことを目指す。

スマートシティ推進体制



【モビリティ】 快適に移動することができるまちへ

- 路線バスやタクシーを補完する新たな公共交通機関としてAIを活用したオンデマンド型相乗りタクシー「おもいやりタクシー」を2020年10月から運行開始（日本初）
- 市内全域どこでも乗降でき、誰でも利用可能
- 相乗りを前提としているため、利用料金は通常のタクシーの半額程度
- 使用する車両はEV、電力の地産地消と脱炭素にも活用



▲荒尾市資料「おもいやりタクシーの取組」／出所：荒尾市

◆担当窓口

荒尾市役所 市民環境部 環境保全課 ゼロカーボン推進室／0968-57-7857／kanpo@city.arao.lg.jp

17

2. 調査結果

(1) 地域との共生に向けた再エネ導入促進の取組事例

水俣市（熊本県）

自治体主導 電源の確保 地域新電力 地域振興策としての再エネ

事業者主導 電源の確保 地域新電力

面積（森林面積）	163.29km ² （120.65km ² ）
人口／世帯数	22,133人／11,126世帯（令和5年12月末時点）
FIT認定件数（300kW以上）	207件（23件）（令和6年1月末時点）

小水力発電「寒川水源亭」の導入 ～集落・交流拠点の持続性担保～

水俣市は熊本県最南部に位置し、西は不知火海に面して天草の島々を望み、海の幸、山の幸に恵まれた風光明媚な土地である。2008年に国が「環境モデル都市」と認定した全国6地方公共団体の1つとなるなど、近年は環境都市づくりを推進している。

当地において再エネ導入は是々非々で向き合われているが、小集落の維持・活性化策の事例として、地元の名水を利用した小水力発電を備える「寒川水源亭」の取組が挙げられる。

「寒川水源亭」は、湧水を利用した流しそうめんや川魚料理を提供する農村レストランである。地域住民からなる活性化協議会が経営し、春から夏の営業期間中には県内外から1万人以上が訪れる地域の交流拠点であるが、高齢化や過疎化の進行に加え、電気料金の負担が課題となっており小水力発電の導入を検討。水俣市担当者の協力のもと、住民自らが流量調査や工事を行い、産学協力の協力を得て推進。

発電した電気はまず自家消費し、余剰分をFITで売電。収益は施設の修繕や祭りの費用等、集落維持のために活用される。

一連の取組が過疎集落の活性化に繋がる新たな手法として高く評価され、「平成28年度ふるさとづくり大賞（総務省）」の団体表彰を受賞。

※ 点線は湧水の流れ。湧水は、発電所、養殖場を通して農業に利用される。

▲事業スキーム／出所：農林水産省

18

2. 調査結果

(1) 地域との共生に向けた再エネ導入促進の取組事例

◆参考となる取組のポイント（特徴・効果）

- ✓ 夏場の寒川水源亭の電力料金は月額約20千円から約2千円へとおよそ9割減少。冬場は月に約30～40千円の売電収入を得ており、**経費削減と新たな収入確保を実現している。**
- ✓ 導入にあたっては、住民、水俣市、研究機関、地元事業者、地域金融機関等が協力。住民自らが流量調査や工事を行い、九州大学と地元鉄工所が水車を制作したことで、**建設費を当初の1/3に削減。**
- ✓ 市は本事例を基に「**地域住民で創る地域のための小水力発電ガイドブック**」を作成し、**市内外へ取組を発信。**
- ✓ 地域主導型の取組に全国から高い関心が寄せられ、**市外からの視察も多く受け入れている。**

◆今後の展望や課題

寒川集落は高齢化率が約8割であり、集落の維持・後継者の確保が大きな課題。

市では、公共施設への再エネ活用などの取組が推進されているが、全市的な方向性の検討はこれから進めていく。

市民の環境意識が高く、環境政策に敏感であるという地域性がある中、行政と市民の対話による再生可能エネルギー導入が期待される。

▲市が作成した小水力発電ガイドブック／出所：水俣市

▲寒川水源亭／出所：水俣市

▲地元企業製の水車／出所：水俣市

▲発電施設の外観／出所：水俣市

▲水俣市の再エネ導入の嚆矢となる取組としては、JNCの保有する水力発電所の余剰電力を、水俣市の公共施設へ供給している。JNCの発電した電気は市の需要地とは周波数が異なるため、小売電気事業者を有するJFEグループを経由して購入する。これにより、市の環境政策への貢献の他、電気代負担が軽減された。2017年より、実証実験を経て実現。／出所：水俣市

◆担当窓口

水俣市役所 経済振興課 経済振興室 / 0966-61-1628 / keizai@city.minamata.lg.jp

19

2. 調査結果

(1) 地域との共生に向けた再エネ導入促進の取組事例

南阿蘇村（熊本県）

自治体主導	電源の確保	地域新電力	地域振興策としての再エネ
事業者主導	電源の確保	地域新電力	

面積（森林面積）	137.32km ² （86.50km ² ）
人口／世帯数	10,093人／4,759世帯（令和6年1月31日時点）
FIT認定件数（300kW以上）	109件（3件）（令和6年1月末時点）

全国的にも稀有な蒸気卓越型による地熱発電

熊本県南阿蘇村は、熊本県の北東部、阿蘇山・阿蘇カルデラの南部の南阿蘇地域に位置する村である。

南阿蘇村湯の谷地熱発電所は、民間事業者によって地域資源である地熱のポテンシャルを活かすべく、阿蘇観光ホテル跡地に建設された。当発電所は、全国的にも珍しい蒸気卓越型であり、地熱貯留層から蒸気を取り出す際にほとんど熱水が混じらないため、コントロールが容易で湯の花による配管の詰まりのリスク等が少ない点が特徴である。

当初、計画が民間事業者より持ち込まれた際に、村の中に知見がなかったため、近隣自治体の事例を参考に、「南阿蘇村地熱資源の活用に関する条例」を制定し、「阿蘇山西部地域地熱資源活用協議会」において地熱資源の活用に関する協議を行うこととした。近隣自治体事例に倣い委員を選定し、各ステークホルダーが参画したため本事業は円滑に進んだ。事業を進める中で、熊本地震が発災し、事業者が影響を鑑み、計画を一旦中止しようとしたが、地元と町が本発電所の実現を震災からの復興のシンボルに位置付け、早期の実現を求められたことが推進力につながり、令和5年3月の操業開始に至っている。



▲南阿蘇湯の谷地熱発電所

20

2. 調査結果

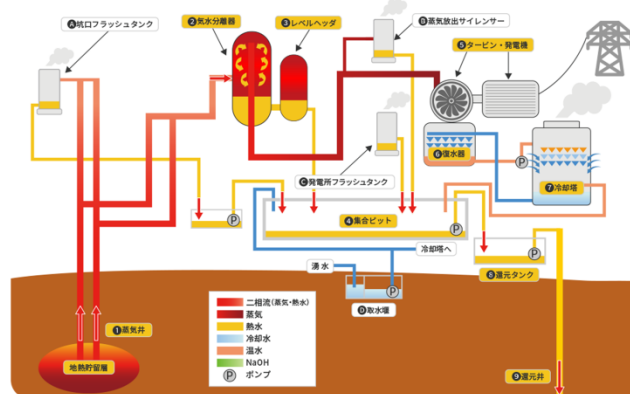
(1) 地域との共生に向けた再エネ導入促進の取組事例

◆参考となる取組のポイント（特徴・効果）

- ✓ 発電事業者が地元集落の祭りに顔を出すなど、積極的に地域と関わり、不安を収集し解決策を提案するなど大きなトラブルなく事業開始できたことにつながっている。
- ✓ 本発電所が集落や温泉地から距離が離れていたことも円滑な事業の実施につながった要因である。集落に近い他事業では地元調整に時間を要している。
- ✓ 本件を含め地熱発電関連事業を軸に再エネ戦略を策定。その後SDGs未来都市に選定された。

◆今後の展望や課題

今後も村として地熱発電事業をバックアップしていく。特に、本発電施設による地域貢献は協議会からの指摘事項でもあり、連携して進めていく。阿蘇地域は、かつて修学旅行先として多く学生が訪れていたが、震災以降減少傾向にある。震災関連の施設と共に学習の場として修学旅行の再誘致を検討していく。



▲南阿蘇湯の谷地熱発電所 発電所の仕組み／出所：株式会社南阿蘇湯の谷地熱

◆担当窓口

南阿蘇村役場 水・環境課 環境保全係 / 0967-67-3176 / kankyo2@vill.minamiaso.lg.jp

21

2. 調査結果

(1) 地域との共生に向けた再エネ導入促進の取組事例

都農町（宮崎県）

自治体主導	電源の確保	地域新電力	地域振興策としての再エネ
事業者主導	電源の確保	地域新電力	

面積（森林面積）	102.11km ² （68.54km ² ）
人口／世帯数	9,554人／3,984世帯（令和6年2月1日時点）
FIT認定件数（300kW以上）	322件（15件）（令和6年1月末時点）

官民連携の地域新電力「Miraiつのエナジー株式会社」

宮崎県都農町は温暖で日照時間が長く、積雪はない開かれた地形を特徴に持つ町である。
また同町には、町が一部出資する地域新電力会社「Miraiつのエナジー株式会社」が存在する。同社は、町内に立地するリニア実験場跡地を活用したメガソーラー「宮崎ソーラーウェイ」の運営事業者である株式会社エネウェルと都農町との共同出資により設立された地域新電力会社である。町の出資比率は1割であるが、町の施策とも連携した事業展開を行なっている。
同社は単なる電力小売事業者にとどまらず、ゼロカーボンに向けた総合的なコンサルティングや省エネ設備機器の設置運営事業も行っており、将来的には町内企業へのPPA導入なども見据え、株主である町と協議を行いながら事業方針を検討している。
省エネ設備機器の設備導入の実績としては、役場庁舎の老朽化したエアコン更新実施した。また役場や小中学校などの8つの公共施設では同社の新電力に契約を切り替え、100%再エネ由来の電力を使用している。



子どもたちが主役

未来のつの子、未来の地球人である子供たちが主役です。
Miraiつのエナジーは、その事業活動内容を通じて、総合学習や情報サービスなどで地域の教育をお手伝いいたします。

まちづくりと連携

Miraiつのエナジーは都農町と共同で立ち上げました。
ゼロカーボンタウン都農を実現するために、行政や地域の皆様と共に良いまちづくりに貢献いたします。

エネルギー×地域産品

Miraiつのエナジーは、グループ会社である宮崎ソーラーウェイ（リニア実験線の高架にある発電所）など、地域のエネルギーを活用し、それを地域産品に活用いただくことで付加価値がつくようなお手伝いをいたします。

▲Miraiつのエナジー 3つの特徴／出所：Miraiつのエナジー株式会社

22

2. 調査結果

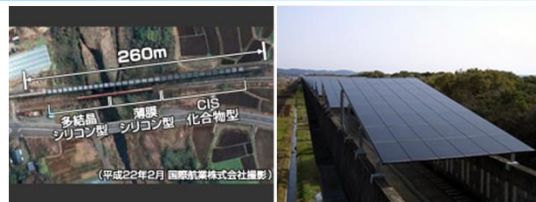
(1) 地域との共生に向けた再エネ導入促進の取組事例

◆参考となる取組のポイント（特徴・効果）

- ✓ 地域新電力の立ち上げは熱量が必要であり**民間事業者と自治体が相互に連携**し再エネ導入促進を進めていくことが重要である。
- ✓ **電源の確保のため、卒FIT案件の買取**に向けて、町内設備の把握を実施した。林務業務の際に副次的に設備情報を把握していた担当課と情報交換を行うことで町内のほぼ全設備の把握につながった。

◆今後の展望や課題

再エネの導入においては住民理解が重要であり、地域の主産業である畜産と連携した展開などで理解につなげていきたい。
町のレジリエンス強化に向けて、最終的には自営線の整備にもらんでいる。災害が発生しても地域循環ができることが目標であり、ゼロカーボンの達成を含め、民間事業者を巻き込んだ体制づくりを行っていく。「Miraiつのエナジー」にはその中心的役割を担うことを期待したい。



▲都農第一・第二発電所／出所：宮崎ソーラーウェイ株式会社



▲都農町分散型エネルギーインフラプロジェクト事業概要／出所：フォレストエナジー株式会社

◆担当窓口

都農町役場 住民課 林務新エネルギー係／0983-25-5713 / jyuumin@town.tsuno.lg.jp

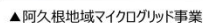
23

（１）地域との共生に向けた再エネ導入促進の取組事例

事業者主導 電源の確保 地域新電力

災害対応ニーズを踏まえ、地理的特性が決め手となったマイクログリッド整備

きかけとなったのは、当地でメガソーラーを運営し当地の気候・地理を熟知する株式会社トラストバンク（東京）の事業提案である。ポイントは発電候補地が需要地にかけての平坦な地形の地理的特性が自営線の設定費用の低コスト化をもたらしている。現在は発電量をに対して3～4割程度の消費量であり、余剰分の域外売電を検討している。また、市民への認知拡大等にも向け、次期総合計画への位置づけも図る。



▶ 駐車場を活用した太陽光パネル

24

(1) 地域との共生に向けた再エネ導入促進の取組事例

- ✓ 事業者とはふるさと納税関連業務で包括協定を提携していたことから、**ベースとなる信頼関係**があった。
- ✓ 公共施設や都市公園の一部を使用する事業であり、**複数の所管課との調整**は市が担った。
- ✓ まずは公共施設への電力供給からスタートさせ、**市民生活に影響しない形で進めた**ため、市内の合意形成がスムーズに進んだ。
- ✓ 発電地から需要地までの地形のような、**当地の特性**を踏まえた**事業計画**が奏功した。

市民の直接的な利益にかつておらず、**先進的な取組にもかかわらず関心が薄いのは課題**。今後広報誌等を通じ、発電量やCO₂削減量等の分かりやすい指標のほか、SDGsへの貢献やエネルギーの地産地消を通じた地域経済循環等の**メリット**のあることを普及啓発する予定。

売電に当たり新電力会社の立上げは課題だが、発電会社の地元資本比率を上げ、**市民等に出資してもらう配当還元していく想定**も考えられる。

これらの構想を踏まえ、総合戦略等の**市政に適正に位置付けていくこと**が当面求められる。



▲ 地域内再生可能エネルギー活用モデル構築事業／出所：阿久根市

▼ 阿久根市地域内再生可能エネルギー活用モデル構築事業に関する可能性調査報告書
／出所：阿久根市



阿久根市役所 企画調整課 企画調整係 / 0996-73-1214 / kikaku@city.akune.kagoshima.jp

25

2. 調査結果

(1) 地域との共生に向けた再エネ導入促進の取組事例

さつま町（鹿児島県）		面積（森林面積）	303.90km ² （197.40km ² ）
自治体主導	電源の確保	人口／世帯数	18,665人／8,762世帯（令和6年2月1日時点）
事業者主導	電源の確保	FIT認定件数（300kW以上）	466件（33件）（令和6年1月末時点）

地域新電力 地域振興策としての再エネ

自治体と発電事業者の信頼関係の構築と住民への理解促進

鹿児島県さつま町は内陸の山間地帯に位置する町であり、標高1,067mの紫尾山と南九州一の大河である川内川により豊かな自然環境が育まれ、筍の産地や蜚の乱舞地としても有名である。現在、当地にはメガソーラー、小水力、木質バイオマス等の再エネ発電設備が稼働している。

これらの設備は町の計画やHPにも明記されており、民間の事業を自治体が後押しし、町政に取り込む姿勢が明確にPRされている。この背景には、各設備の企画から運用について発電事業者が十分なFSを実施し、地元ステークホルダー（周辺住民、水利組合、林業関係者など）とのパートナーシップを自ら築き上げたことがある。町はその入り口部分で一部繋ぎや計画進行過程で地元との調整などを行ったものの、実現可能な事業計画を関係者との間で構築したのは発電事業者である。

ただし、町としても発電事業者との関係づくりに努め、担当者同士の定期的なコミュニケーションと共に、耕地林業課・企画政策課や町民環境課など、必要に応じて役場内複数課と連携した対応を実施した。結果として協定のような形式も特段必要とせず、関係者間の信頼関係のもと、地域と共生する再エネ発電設備の導入が実現した。

さつま太陽光発電所（54,227kW）
／出所：ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

約13.6万枚の太陽光パネルを設置し、14,800世帯分の電力消費を支える発電能力を有する。生活圏から離れているが、地元への説明会も適正に実施し、安心安全に配慮して運営されている。

泊野川水力発電所（530kW）
／出所：みずいる電力株式会社

地元協議に際して町が入口となり、地元ステークホルダーとの協議により農業用水とのすみ分けなど共生に向けた設計を実施した。取水口の落葉清掃を地元へ委託する等、地域経済への貢献、その他公園の水車の補修、環境美化の支援等を実施。また地元活性化についても活動している。

さつまバイオマス発電所（1,990kW）
／出所：さつまバイオマス発電合同会社

発電事業者の他、燃料となる木材チップを供給する燃料会社のアライアンスにより運営。木材は地域の未利用材3万トン／年間を活用。木材不足により一般市場から木材を購入する場合もあり、燃料供給の安定化が課題。

26

2. 調査結果

(1) 地域との共生に向けた再エネ導入促進の取組事例

◆参考となる取組のポイント（特徴・効果）

- ✓ エネルギー事業者との関係づくりに余念がなく、**定期的なコミュニケーションの場づくり**や**さつま町役場のホームページでも事業者名等を掲載する**など積極的な後方支援を行っている。
- ✓ さつま町役場の中では、複数の課で対応する姿勢を大事にしており、電源に応じて必要な連携を図り円滑な導入促進に繋げている。

◆今後の展望や課題

さつま町では、「さつま町地方創生に向けた地域エネルギービジョン」を策定し、**再エネ発電設備の導入促進を含むエネルギーや環境政策、ひいては産業振興や観光ブランド化推進、まちづくりまでも視野**に入れている。

すでに住民理解促進・啓発に向けて、再エネ発電設備を巡る親子向けのバスツアーといった取組に着手しており、今後も地域との共生に向けた施策を推進していく予定。

さつま町「再生可能エネルギー」に関するサイト／出所：さつま町

▼2023年度・2027年度「さつま町地方創生に向けた地域エネルギービジョン」
／出所：さつま町

さつま町地方創生に向けた地域エネルギービジョン

さつま町地方創生に向けた地域エネルギービジョン

さつま町地方創生に向けた地域エネルギービジョン

◆担当窓口

さつま町役場 総合政策課 地域振興係／0996-24-8917／so-chiiki@satsuma-net.jp

※令和6年度機構改革に伴い4月1日から上記窓口（令和6年3月31日までは企画政策課 地域振興係／ki-chiiki@satsuma-net.jp が担当）

27

2. 調査結果

(1) 地域との共生に向けた再エネ導入促進の取組事例

瀬戸内町（鹿児島県）

自治体主導	電源の確保	地域新電力	地域振興策としての再エネ
事業者主導	電源の確保	地域新電力	

面積（森林面積）	239.65km ² （197.02km ² ）
人口／世帯数	8,287人／5,110世帯（令和6年1月31日時点）
FIT認定件数（300kW以上）	3件（1件）（令和6年1月末時点）

「地域資源＋再生可能エネルギー」で新たな観光拠点を創出

鹿児島県瀬戸内町は、奄美大島の南端に位置し、大島海峡を挟んで加計呂麻島、請島、与路島の有人3島を含む広大な行政区域を有しており、亜熱帯海洋性で温暖多雨な地域である。同町では、過疎化が進む西方地区の活性化を目的に旧西古見小中学校の跡地を活用したオートキャンプ場整備の事業に取り組んでいる。

そこで、整備予定の5棟のうち、4棟に太陽光パネルを設置し、施設内の電源として活用するほか、EV車両の導入も予定するなど、地域資源（観光施設）と再生可能エネルギーの組み合わせで、新たな観光拠点を創出につなげようとしている。

町としては、ゼロカーボンシティ宣言を表明しており、観光事業に再生可能エネルギーを組み合わせることによる普及啓発を狙っており、本事業は再生可能エネルギー導入に向けた戦略の中で重点事業に位置付けた公共施設への設備導入の一翼を担う。また、台風が停電を頻発することに対するレジリエンス強化の意味合いも持つ。施設の運営にあたっては、西古見集落に業務委託を予定しており、収入を伴う観光施設として、集落への業務委託は本件が初めての試みとなる。



▲令和6年度に運用開始予定の「西古見オートキャンプ場」のイメージ図
／出所：瀬戸内町

28

2. 調査結果

(1) 地域との共生に向けた再エネ導入促進の取組事例

◆参考となる取組のポイント（特徴・効果）

- ✓ オートキャンプ場の建物については「デジタル田園都市国家構想交付金」及び「地方創生臨時交付金」を活用。再生可能エネルギー設備については「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」を活用した。
- ✓ 過去に実施した他施設でのPPA実証事業で蓄積されたノウハウを活用しPPAの導入も検討している（結果的にはリースでの運用を選択）。

◆今後の展望や課題

民間事業者と連携し、台風にも強い風車の開発及び実証を検討中である。その他、マイクログリッドの構築もにらみつつ、バイオマス等、再生可能エネルギーの実証の場としての活用を目指す。

本施設を事例として他施設への横展開も目指す。同じく西方地区の学校跡地では、すでにEV車による移動販売を実施しているところであるが、本施設のノウハウを活用し、ワーケーション等の施設としての活用も検討していく。

想定するシステム構成

太陽光発電設備	
・A宿泊棟	3.32 kW
・B管理棟	3.32 kW
・CEVガレージ	3.2 kW
・D炊事場	9.96 kW
合計	19.92 kW

EV充放設備

・充電器	充放電気×1
・蓄電システム	9.8 kWh

< R6導入予定 >

- ・EV
- ・小型風力発電



▲西古見オートキャンプ場内再エネ設備想定／出所：瀬戸内町

◆担当窓口

瀬戸内町役場 企画課 産業立地係 / 0997-72-1112 / sangyou-r@town.setouchi.lg.jp

29

2. 調査結果

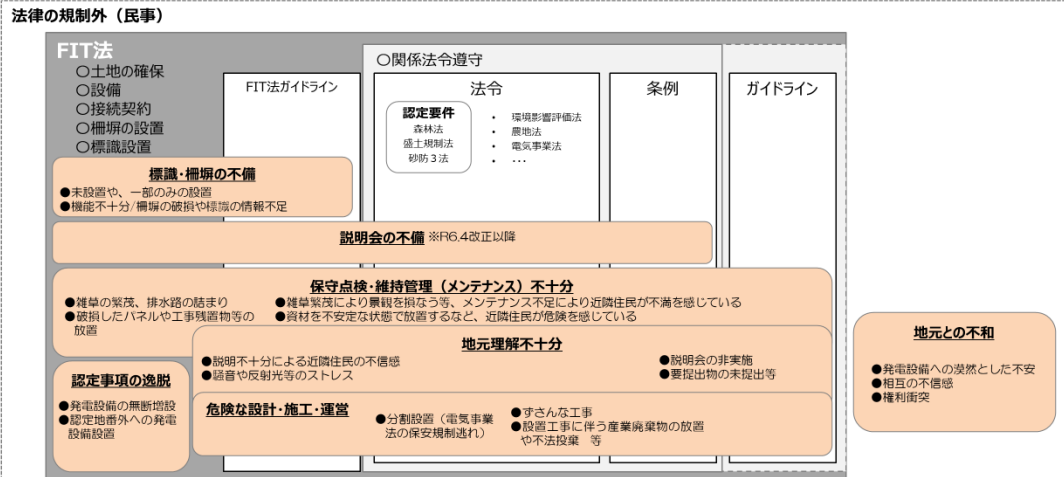
(2) 不適切案件の解消に向けた要素抽出

不適切案件とは

本紙における「不適切案件」とは、再エネ発電設備の導入・運営にあたって引き起こるトラブル全般を指す。
ここでは、発電事業者による再エネ特措法、関係法令、条例、及び各種ガイドライン等に対する違反のほか、いずれの法令にも抵触しないものの、トラブルとして発生する近隣住民との不和等も含めて、不適切案件の要素と事例を示す。

◆ 不適切案件の全体像

凡例／
● 不適切案件の要素
● 具体的な事例



31

2. 調査結果

(2) 不適切案件の解消に向けた要素抽出

不適切案件とは

◆ 不適切案件の具体的な事例 ※実際の事例では、下記に示すような個別の要素が複合している場合が多く見られる。

標識・柵の不備 ○標識が設置されていない ○標識の文字が日焼け等により読めなくなっている ○標識に記載の電話番号が繋がらないなど、情報が誤っている、または、更新されていない ○柵が設置されていない ○柵の高さが低い、破損している等、施設への侵入を防ぐ機能を果たしていない 等	保守点検・維持管理（メンテナンス）不十分 ○雑草がはびこり、敷地外への浸出や、沿道の通行障害、視界不良、害虫の発生などが生じている ○土砂や草刈りの残渣等が流出し、公共の排水路の詰まりなどが生じている ○敷地内の排水路が機能せず、あらぬところからの漏水や、法面からの湧水が生じている ○破損パネルや資材等が長期間放置されている 等	地理解不十分 ○自治体の定める条例やガイドラインに違反する ○形式上、条例やガイドラインを遵守しているが対応が不十分 ・質問を受け付けない、用紙配布のみで済まそうとするなど、説明が一方的である ・住民や自治体からの質問・質問に高圧的に取り合う、のりくくりとかわす、事実と異なることを回答するなどコミュニケーションに誠実さが欠けている 等
認定事項の逸脱 ○認定地番外に発電設備を設置している ○認定と異なるパネルを設置している 等	危険な設計・施工・運営 ○降雨による土砂の流出により、パネルを設置している地盤が崩れ、杭の根元等が露出している ○資材や伐採木等を固定せず、不安定な状態で保管している ○伐採木や不要資材等を産廃として処分せず、敷地に埋めるなどして隠蔽している 等	地元との不和 ○山腹の傾斜面に設置された設備について、危険な施工とは断定できないものの、近隣住民が不安を訴えている ○騒音や反射光など、感じ方に個人差のあるものについて、事業者が一定の措置を取っているものの、近隣住民が更なる対応を求めている ○法令を適用できない民々のトラブルについて、近隣住民が自治体に助力を求めている 等

説明会の不備

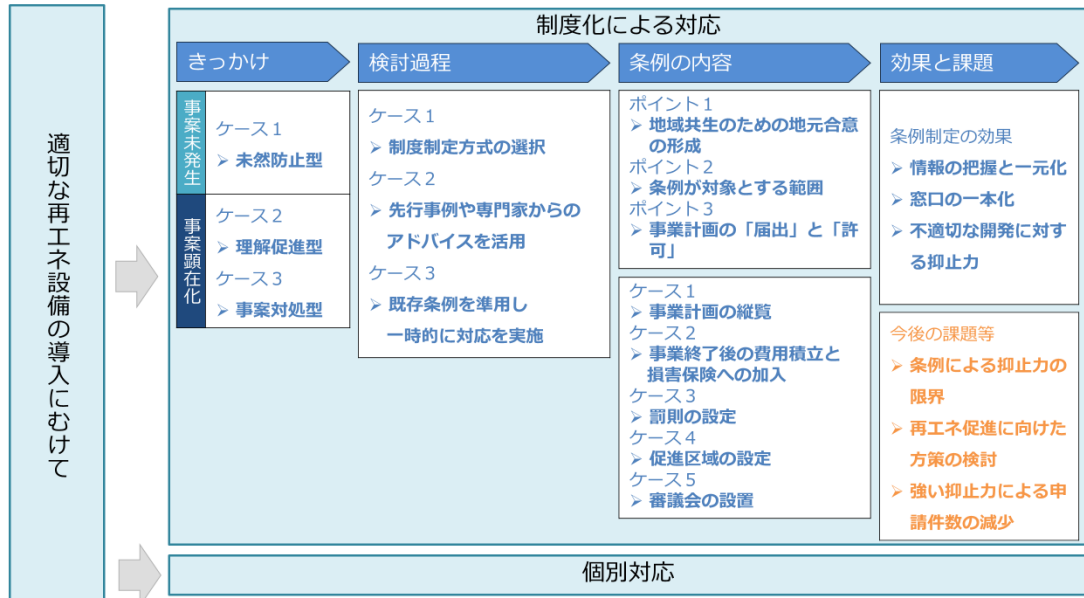
○条例に定める説明会の要件（参加者の範囲、説明内容等）を満たさない 等
★令和6年4月1日より、説明会等のFIT/FIP申請要件化（周辺地域の住民に対し、説明会等の事前周知を求める。）が施行、再エネ特措法で定める要件の説明会等の実施が必要。

32

2. 調査結果

(2) 不適切案件の解消に向けた要素抽出

不適切案件の解消にむけた対応



33

2. 調査結果

(2) 不適切案件の解消に向けた要素抽出

事例ごとの類型

区分	きっかけ	検討過程	条例の内容				
			対象の電源	対象の規模		届出許可	ポイント
				出力	面積		
条例	未然防止型	条例とガイドラインの併用	再生可能エネルギー全般	—	5,000㎡以上	許可	審議会の設置
	未然防止型	条例とガイドラインの併用		—	500㎡以上	届出	事業計画の縦覧
	事案対処型	—		10kW以上	1,000㎡以上	届出	—
	事案対処型	先行事例・専門家の活用 既設事業者への案内		10kW以上	—	届出	促進区域の設定
	理解促進型	既設事業者への案内	太陽光	—	1,000㎡以上	届出	—
	理解促進型	先行事例・専門家の活用 既存条例の準用		対象 うち特定事業	10kW以上 100kW以上	届出 許可	—
	事案対処型	先行事例・専門家の活用		—	3,000㎡以上 山林2,000㎡以上	許可	費用積立と保険加入 罰則の設定 審議会の設置
ガイドライン	未然防止型	—	再生可能エネルギー全般	太陽光/地熱/バイオマス： 50kW以上 風力/水力：20kW以上	—	届出	—
	未然防止型	—		10kW以上	—	届出	—
	事案対処型	—		太陽光：1,000kW以上 水力：200kW以上 風力：500kW以上 バイオマス：すべて	—	届出	—

34

2. 調査結果

(2) 不適切案件の解消に向けた要素抽出

不適切案件への対応－制度化－きっかけ

今回、ヒアリングを実施した20自治体のうち、再生可能エネルギー発電設備の規制に関する条例を制定している自治体は7自治体であった。また、ガイドライン・要綱を定めている自治体が3自治体である。これら条例、ガイドライン・要綱を定めるに至ったきっかけとしては、大きく分けて「①未然防止型」、「②理解促進型」、「③事案対処型」に分類される。

ケース1 未然防止型

(条例：2件/ガイドライン・要綱：2件)

- 大きな案件は発生していないものの、全国的な再生エネを巡る動向をふまえ、トラブルを未然に防ぐ観点から制定に至ったケース。
- 自治体が情報把握の必要性を感じ制定に至った場合が多く、要綱から条例に移行したケースもある。

ケース2 理解促進型

(条例：2件)

- 事業者が地元等からの理解を得られぬまま建設を進めることに対し、是正の観点から制定に至ったケース。
- いずれも事案が発生し制定しているが、当該事案への対応のため制定したケースと同様の事案が発生することを防止するために制定したケースがみられた。

ケース3 事案対処型

(条例3件/ガイドライン・要綱1件)

- 稼働中あるいは建設途中の施設において、土砂流出や地盤沈下等の具体的な事案が発生したことから制定に至ったケース。
- 事案の発生をきっかけとするが、当該事案の是正ではなく次のトラブルを未然に防ぐ観点が強い。

事案は未発生

事案が顕在化

35

2. 調査結果

(2) 不適切案件の解消に向けた要素抽出

不適切案件への対応－制度化－検討過程

条例やガイドライン・要綱の制定に至るまでの検討過程における特徴的な取組・ポイントを以下に示す。

ケース1 制度制定方式の選択

- 条例の制定を検討していたが、財産権等、権利関係への懸念から、お願いベースで強制力や罰則を伴うものではないガイドライン・要綱としたケースもみられた。
- 当初、ガイドライン・要綱を制定して運用していたものの、大規模開発等をきっかけに条例を制定し、要綱における規制範囲の規模を改定することで条例で対処できない施設に対応できるようにしたケースや、条例でカバーできない小規模開発のコントロールのために、別途ガイドラインや要綱を定め、対応したケースもあった。

ケース2 先行事例や専門家からのアドバイスを活用

- 先行して条例を制定している自治体を参考にしたケースや、国・県の基準を準用したケースがみられた。
- 専門家として太陽光発電関係に詳しい弁護士と協議をしながら策定したケースもみられた。

ケース3 既存条例を準用し一時的に対応を実施

- 「理解促進型」の事例において、住民理解が得られぬまま事業者による建設が進む恐れがあったため、既存の条例を準用し、環境アセスメントの実施を要請。結果的に事業は進捗せず、制定した条例の対象案件となった。

36

2. 調査結果

(2) 不適切案件の解消に向けた要素抽出

不適切案件への対応－制度化－条例の内容

条例やガイドライン・要綱の内容におけるポイントを以下に示す。

ポイント1 地域共生のための地元合意の形成（住民説明等の実施）

- ・今回ヒアリングを行った条例7自治体、ガイドライン・要綱3自治体のいずれにおいても住民理解を得るために住民説明会あるいは戸別での周知など、それに準ずる方策の実施を規定している。
- ・住民説明会を条例で定める重要な事項としてとらえている自治体もみられた。一方で、説明会の「対象範囲」や「合意の確認方法」、「自治体の関与」については、下記に示すとおり、自治体によって異なっている。

<対象範囲>

- ・対象範囲については、ほとんどが「地域住民等、近隣関係者等」としているケースが多いが、一部の条例では当該地区の地縁組織（以下、自治会等）の名称を示すケースもみられた。
- 土砂の流出等が発生した場合、施設がある地区に限らず被害が及ぶ地域全体の話となる。そのため、説明会の対象を地域住民「等」とし、関係者すべてを対象とすることを意図している。被害の想定される範囲を定量的に定めることは困難なため、説明会の実施範囲は町と協議の上決定することとしている。
- 住民説明会は、設備設置による影響が考えられる地区を対象に行っており、具体的な範囲は設けていない。なお、事業者は地元区長を通じて説明会を実施している。
- ・一方で、対象範囲を自治会等に限定しているケースもある。
- 対象が曖昧になるのを避けるため、住民説明会の対象を地元自治会に設定している。

<合意の確認方法>

- ・ほとんどのケースでは「理解を得られるように努める」ことに留まるケースが多いが、自治会等の同意の取得を求めるケースや意見の申出を受け付け、見識を示す書面の作成を義務付けるケースもみられた。
- ・また、自治体や自治会等からの求めに応じて協定書を締結することを定めているケースもある。

<自治体の関与>

- ・説明会の実施にあたり、その報告を求めるケースがみられ、一部では自治会等の確認、押印を求めている。周知範囲について自治体及び自治会等の会長への事前相談を求めることを明文化したケースや事業者の求めに応じ、区長等、地元のキーマン等を紹介するケースもあった。自治体のスタンスは中立的にオブザーバーとして参加しているケースが多い。

37

2. 調査結果

(2) 不適切案件の解消に向けた要素抽出

不適切案件への対応－制度化－条例の内容

ポイント2 条例が対象とする範囲

<規模>

- ・対象の規模は「出力」または事業区域の「面積」で規定される。
- ・「出力」を設定しているのは6自治体、「面積」を設定しているのは6自治体であった。うち、1自治体は「出力」と「面積」の両方を設定しているほか、対象は10kW以上とし、別途、特定事業（右下参照）を設定しているケースもあった。
- 対象を出力10kW以上または事業区域面積1,000㎡以上としており、FITに係る事業はすべて届出の対象となる。「出力」を設定する場合、調査対象としたすべての条例では、電源を問わず「10kW以上」を基準としている。一方で、ガイドライン・要綱では「10kW以上」～「1,000kW以上」と幅があり、電源種別で異なる基準を設定しているケースもあった。「面積」を設定しているのはいずれも条例であり、500～5,000㎡以上と幅がみられる。また、山林のみ、より厳しい条件設定を行っているケースもみられた。推進と規制のバランスを鑑みた場合に、町内の主たる事業規模面積は2,000～3,000㎡なので、3,000㎡と設定した。山林は災害の恐れが高いことから2,000㎡と厳しく設定した。設備容量を条例の対象に設定した場合、設置方法によって広範囲の開発につながる恐れがある。そのため面積で対象を設定した。一般的な敷設による場合の設備容量も考慮するとともに、都市計画上の開発許可制度の届出基準も参考として、1,000㎡以上を届出の対象とした。

<電源の種類>

- ・「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」第2条第2項または第3項に定めるすべての電源を条例等の対象とするケースが7自治体、太陽光に限るケースが3自治体であった。
- ・すべての電源を対象とする理由は下記の点が挙げられた。
- 特定の電源を対象とすると理由が必要となるため。
- ・一方で、太陽光だけを対象とする理由は下記の点が挙げられた。
- 太陽光に特化した理由は、地理的条件等から他の電源は考えにくいことと、特に太陽光発電設備での被害が大きいため。

<特定事業の設定>

- ・対象事業自体は、発電出力「10kW以上」とし、規模が大きな事業については「特定事業」として別途要件を設定している。
- ・特定事業の要件として、「出力」と「面積」の両方から規定しており、「100kW以上」または「2,000㎡以上」のいずれかを満たす場合、特定事業に該当する。
- ・特定事業に該当しない事業は「届出」とし、該当する場合はより強制力の高い「許可制」としている。
- ・また、当該条例では、「出力（2,500kW以上）」または「面積（50,000㎡以上）」の設置を禁止している。

38

2. 調査結果

(2) 不適切案件の解消に向けた要素抽出

不適切案件への対応－制度化－条例の内容

条例やガイドライン・要綱の内容におけるポイントを以下に示す。

ポイント3 事業計画の「届出」と「許可」

- 7自治体においては事業計画等の提出を求める「届出制」としている。残りの3自治体は「許可制」となっており、首長の許可が必要なほか、審議会の設置により審議を求めるケースもみられた。特定事業（詳細は前ページに記載）のみ許可の対象とし、それ以外は届出とするケースもあった。

【届出制度】	【許可制度】
➢ 許可制度として運用する場合は知識を有する職員が必要である。かつ、届出制よりも確認事項が多く、限られた人数で対応するのは難しいため、まずは届出制度として運用している。	➢ 事業者の申請書提出後、2カ月程度で認可されることが多いが、事前調整を半年から1年程度かけて行っている。申請書提出時に、担当部署ごとの必要書類の提出を事業者にお願しているほか、関係各課との現地視察も必須としている。許可制としたため、関係資料が膨大であり、そのチェックは内部で実施するので労力が大きい。また、許可を出した後、何かトラブルが発生した場合、町の責任を負う可能性がある。申請内容については必ず根拠資料の提出を求めている。対応する職員の技術的知見は求められるが、申請書類に記載の内容だけでは、虚偽の報告となる可能性もあるため、根拠資料の提出がなければ許可をしていない。

39

2. 調査結果

(2) 不適切案件の解消に向けた要素抽出

不適切案件への対応－制度化－条例の内容

条例やガイドライン・要綱の内容における特徴的な取組を以下に示す。

ケース1 事業計画書の縦覧

- 市民への事業計画の公表を目的に、事業者は申請届出の2週間前に縦覧し、結果を市長に報告することとしている。

ケース2 事業終了後の費用積立と損害保険への加入

- 過去のトラブルの状況をふまえ、庁内・議会と協議する中で、廃棄費用や災害時等の補償費用の確保を義務付ける事項が必要という指摘があったことから、他都市の条例を参考に加えている。

ケース3 罰則の設定

- 過料5万円を設定したのは、許可制としたためである。法的拘束力をもたせるため、何らかの罰則が必要だということとなり、自治体のできる範囲の罰則を設定した。

ケース4 促進区域の設定

- 条例制定の際に、庁内協議で再エネの抑制とともに促進もすべきという指摘があり、記載を追加したものである。
- 県と実施した保安林解除の協議の際に、解除の根拠が必要であり、区域指定を行った例がある。
- 「地球温暖化対策の推進に関する法律」で定める促進区域とは意味合いが異なるため、今後の棲み分けは検討が必要である。

ケース5 審議会の設置

- 対象となる案件は、審議会で議論することとなっている。審議会の議論を通じて事業内容を改善させた事例もある。審議会の委員は14名で自治会や地域の商工関係者等で構成されている。

40

2. 調査結果

(2) 不適切案件の解消に向けた要素抽出

不適切案件への対応－制度化－効果と課題

条例やガイドライン・要綱を定めたことによる効果と課題を以下に示す。

条例制定の効果

- 設置の前に情報が入り、事業内容が把握できるようになった。また、再エネに係るすべての事業を対象としているため、FIT制度以外の事業の把握にもつながった。条例制定により情報を一元的に集約できることで、結果的に不適切案件への抑止力としての効果が期待される。窓口が一本化できたことは非常に良かった。条例制定により、庁内の統一的な認識につながった。大規模事業の展開に対し条例は抑止力となる。大規模開発は抑えたいところであり、地元調整の仕組みが根付くとよい。

今後の課題等

- 条例は行政指導ベースで法的拘束力がない。罰則があっても過料を払えばよいという考えで参入してくる可能性もある。規制だけでなく、再生可能エネルギーの推進も必要であるが、条例制定後、新たな申請はなく、再エネの導入が停滞するおそれがある。

不適切案件への対応－個別対応－不適切案件解消に向けたTips

条例に記載はないが、条例の目的は地元と事業者の協定締結を狙っているため、適宜助言をしている。	県専門技術員の技術指導により工事の適正化を図り、地元同意を取り付けた。	1,000kW以上の施設で県・市・事業者で協定を締結。災害対策として降雨後は事業者が市に状況報告。	不適切案件の現場で事業者と住民の協議の際に、市が立会い、話を聞くという対応を実施。
区長などのキーマンを事業者で紹介。事業者と区長で説明会の範囲などを相談。	FIT事業計画認定情報を加工し、施設をGISで地図にプロット。庁内の情報共有や指導・監視に活用。	地元と事業者の協定により、施設敷地内の草刈りを自治会に委託。	発電事業を希望する事業者に対し、町有地などの適地を紹介。

41

3. 不適切案件等を含む問い合わせ・情報提供への対応に係るスキームの構築及び提案

第2章の実施内容「1. 発電事業者の不適切案件情報提供対応」「2. 関係自治体との連携強化」の事業を通して得られた情報や知見の整理・分析を行い、具体的なスキームの構築と対応方法を取りまとめた。概要は下記のとおりである。

詳細は、別添納品物により、担当課に提案した。

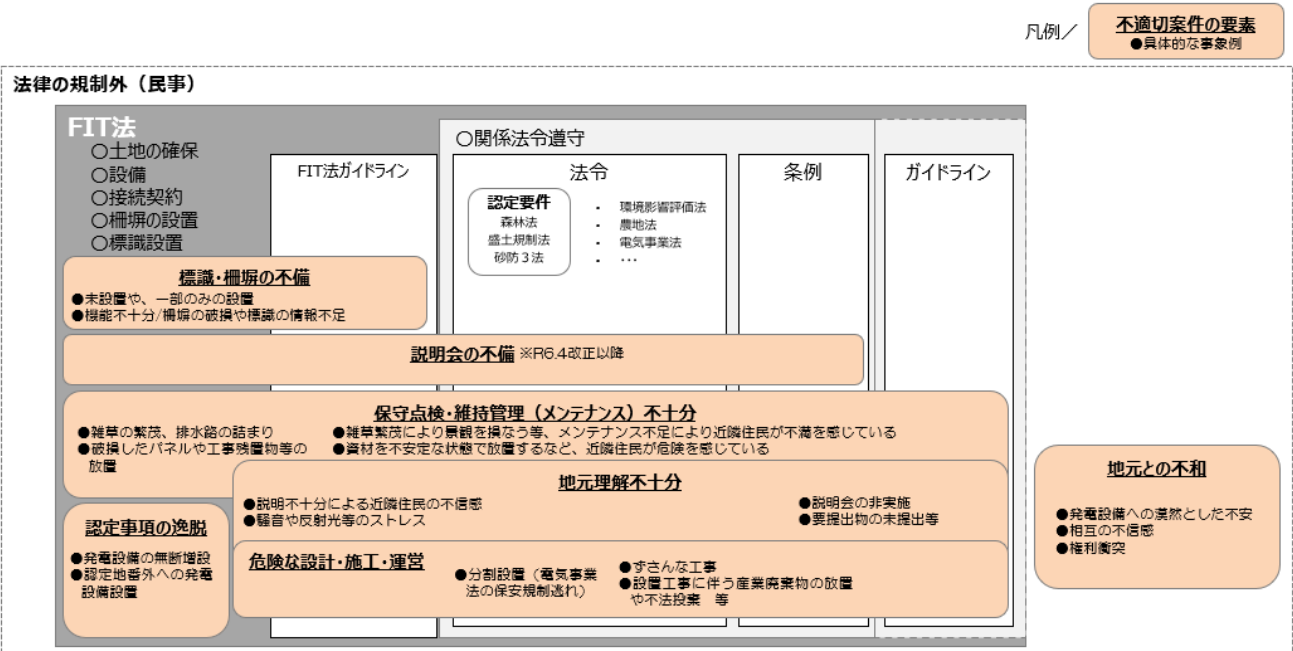
(1) 基本方針

不適切案件は大部分が潜在している可能性が危惧され、設備の老朽化や社会的認知の高まり、法改正等、何らかの環境変化によって急激に顕在化する事態も起こり得る。これに備えるためには、マニュアルやシステムの整備による個々の対応の効率化と、自治体等との適切な役割分担を含む、対応体制の拡充を図る必要がある。

(2) 不適切案件の全体像

不適切案件は、抵触する法令に照らして、概ね下記の通り整理できる。明確に法令に違反する場合もあれば、そうではない場合もあるが、いずれの法律に違反するかを分かりやすく示すことが重要である。

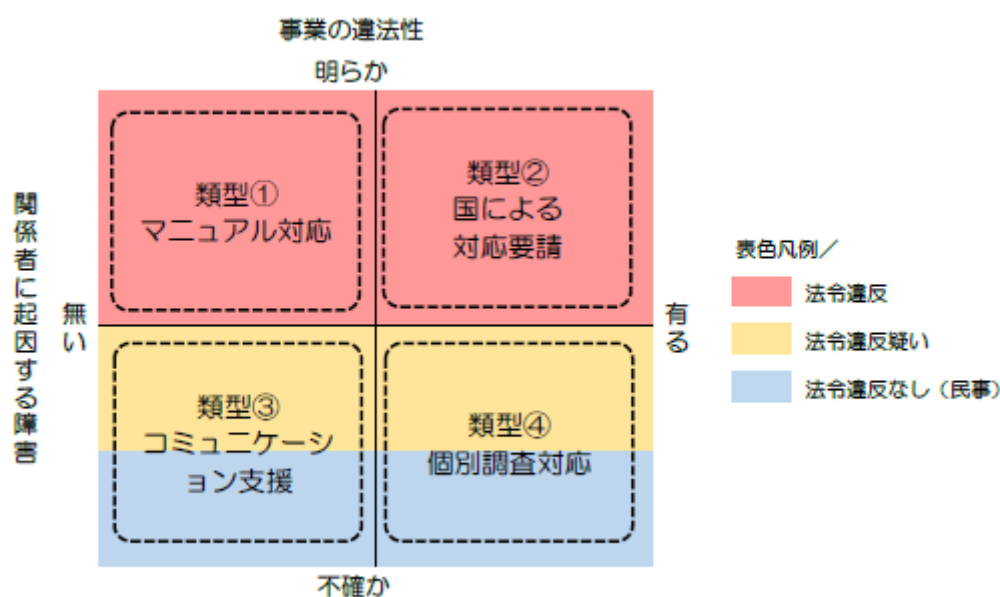
図表 3-1 不適切案件の全体像



(3) 不適切案件対応の類型整理と対応方法

不適切案件対応のスキームを検討するにあたっては、前段にて整理した不適切案件の違法性に加えて、関係者に起因する障害の程度（事業者の対応の誠実さ等）が対応の負担を左右する要素として重要である。その点を踏まえて、不適切案件対応の類型、並びに対応方法と対応者案を下記のとおり整理する。

図表 3-2 不適切案件対応の類型整理



図表 3-3 不適切案件対応の類型整理ごとの対応方法

不適切案件対応方針		対応方法	対応者
類型①	マニュアル対応	・マニュアルにより省力化しながら対応する。 ・国又は自治体等により対応する。	国、自治体等
類型②	国による対応要請	・国により関係者に対応願い、類型①に転換させる。	自治体等を国が支援
類型③	コミュニケーション支援	・関係者を整理し、適切なコミュニケーションを支援する。	自治体等を国が支援
類型④	個別調査対応	・案件ごとに、違法性等の詳細調査を実施する	国

(4) 不適切案件対応に向けた公知情報の整備

以上の対応方針を社会に実装することの前提条件として、不適切案件対応マニュアル等、国からの情報提供が必要である。

必要と考えられる公知情報は下記のとおりである。

図表 3-4 整備すべき公知情報

No	対象 (公開範囲)	形式	内容	目的
1 ※	一般	HP	・ 不適切案件の類型 ・ 不適切案件対応の類型 ・ 不適切案件の対応事例、問合せ事例の紹介 ・ 情報提供先（センター連絡先）	・ 不適切案件対応の認知 ・ 対応体制の拡充（役割分担の明確化） ・ 通報の促進
2	自治体等	機密性の保たれる方法（紙媒体、鍵付き HP 等）	・ 不適切案件対応マニュアル ・ 不適切案件対応に向けた各種フォーマット、様式	・ 自治体による対応支援

※当項の社会的認知が高まるほど、不適切案件が顕在化する可能性がある。自治体を含む対応体制全体の処理能力に留意し、徐々に認知を広げていくことが望ましい。

以上

二次利用未承諾リスト

報告書の題名 令和5年度固定価格買取制度等の効率的・安定的な運用のための業務（九州経済産業局の固定価格買取制度等における事業計画実施等の適正化事業）調査報告書

委託事業名 令和5年度固定価格買取制度等の効率的・安定的な運用のための業務（九州経済産業局の固定価格買取制度等における事業計画実施等の適正化事業）

受注事業者名 株式会社地域計画建築
研究所

[illegible]